

第六十五回 参議院建設委員會會議録第六号

昭和四十六年二月二十五日(木曜日)
午前十時二十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 田中 一君
理事 上田 稔君
齋藤 昇君
松本 英一君

委員 大森 久司君
小山邦太郎君
佐田 一郎君
林田悠紀夫君
米田 正文君
松本 賢一君
二宮 文造君
高山 恒雄君
春日 正一君

国務大臣 建設大臣 根本龍太郎君

政府委員 労働省職業安定局審議官 中原 晃君
建設大臣官房長 大津留 温君
建設省計画局長 高橋 弘篤君
建設省住宅局長 多治見高雄君

事務局側 常任委員会専門員 中島 博君

説明員 大蔵省主計局司計課長 乗富 光義君
建設省計画局建設課長 檜垣 五郎君
会計検査院事務総局第三局長 桜木 拳一君

参考人

日本住宅公団理 東 貞三君
事 水資源開発公団 柴田 達夫君
総裁

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○建設法の一部を改正する法律案(第六十三回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(田中一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。
まず、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

建設法の一部を改正する法律案審査のため、本日の委員会に日本道路公団及び水資源開発公団の役員を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田中一君) 建設法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、本法律案に対する質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。
○佐田一郎君 前の委員会では松本、米田両先生から政治的なきわめて高度な御質問をされておりますので、極力重複を避けまして、直ちに法案の内容をお尋ねをしたいと思います。

最初に高橋局長もしくは建設課長さんでもけっこうでございます。法案の第二条第二項の「建設業」とは、「元請、下請その他いかなる名義

をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。また法律第二十四条「委託その他何らの名義をもつてするを問わず、」建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。」という二つの内容があるわけですが、これについて「いかなる名義」という類似的な営業行為といふのはどんなことをさすのか、具体的に一つ例をあげていただきたい。

○政府委員(高橋弘篤君) 第二条の第二項は、先生おっしゃいましたように、本法の対象でございますところの建設業というものは、建設工事の完成を請け負ってかつそれを営業するものであることを明確にしたものでございます。そのような建設業であるならば、第二条にございしますように、「元請」とか「下請」あるいは「総会」「専門」とか、そういう「その他いかなる名義を」と、どんな名称を用いているかを問わないということをはつきりさせているものでございまして、お尋ねのよう類似営業といふことについては、特に触れてゐるわけじゃございませんで、現行法でも全く同じ規定になっておる次第でございます。

○佐田一郎君 次に、法の第三条一項のただし書きの「政令で定める軽微な建設工事」とはどの程度の規模あるいは金額をいうのか、お尋ねいたします。

○政府委員(高橋弘篤君) 第三条第一項のただし書きの政令でございしますけれども、「軽微な建設工事」といふのは、さきの第六十三通常国会で本改正案につきまして御審議を願った際、衆議院の建設委員会が可決いたしました。その際、建築一式工事にあつては三百万円未満の工事もしくは延べ面積が百平方メートル未満の木造住宅工事、それからその他の建設工事にあつては百万円に満たない工事とするという旨の附帯決議を出しておられます。当省といたしましては、その決議を尊重

して定めるといふことにいたしておるのでございします。

○佐田一郎君 そうしますと、建築一式工以外は二十七業種全部が百万円ということになりますか。そう解してよろしいですか。

○政府委員(高橋弘篤君) おおせのとおりでございます。建築一式工事以外の業種につきましては、すべて百万円という趣旨と解しております。

○佐田一郎君 許可について、一般建設業と特定建設業に分かれるようであるが、それらは第三条第一項第二号の「政令で定める金額」とは何ほどでありますか。これをお尋ねいたします。

○政府委員(高橋弘篤君) これは特定建設業の許可の対象となる下請代金の額でございます。したがつてこの第三条第一項第二号の「政令で定める金額」は一千円とする考えでございます。

○佐田一郎君 そりしますと、その金額以上の下請の仕事を出そうとする場合は、特定建設業の許可を受け、それ以外は一般建設業の許可を受けなければならないと、かように解してよろしいですか。

○政府委員(高橋弘篤君) お説のとおりでございます。

○佐田一郎君 法第四条の「建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる。」という点ですが、この点は第一に第二十六條二項の土木一式工事及び建築一式工事の二業種に限定されるのですか。その他の業種にもこれは考えられることですか。

○政府委員(高橋弘篤君) 第四条の「附帯工事」といふのは、たとえば管工事業者が、その請け負いました管工事につきまして熱絶縁処理をするために施工いたします熱絶縁工事のようなのがこ

れに該当するものでございまして、主たる専門工事を請け負う場合に付帯する、従たる工事という考えでございまして、したがって第四号は専門工事に適用される規定でございまして、つまり土木一式工事とか建築一式工事についてよく一般にいわれておりますところの付帯工事という概念とは違ふ概念でございまして。

○佐田一郎君 大工工事業者と建築一式工事業者とはどう違ふのか、その境界ですな。非常にこれは、まああただいま伺いますと、そこらの業種の境界というものが非常にむずかしいかと思ふんですが、この点どう区別をつけるのかお尋ねいたします。

○政府委員(高橋弘篤君) 建設業法にいます大工工事といふのは、木材の加工とか取りつけによりまして工作物の建設補修工事等というものでございまして、また建築一式工事といふのは、おおむね建築基準法の建築物を建設する工事をいうものでございまして、したがって木造住宅を建てる工事は、建築工事業の許可を受けた者が請け負うことができる工事でございます。また型枠大工工事は大工工事業の許可を受けた者が請け負うことができる工事といふこととございまして、大工工事業者が木造建築物の建設工事を請け負うといふことはできないといふふうに解しておるのでございまして。

○佐田一郎君 非常にまあそこで付帯工事との関連性もございするけれども、大工工事業業者というのとはまた別な業務、いわゆる役務だけの請け負いをするんだと、こういうふうに解すべきですか、この点いかがですか。

○政府委員(高橋弘篤君) 先ほど申し上げましたように、大工工事といふのは木材の加工、取りつけ等によりまして工作物の建設補修工事と、こういうものでございまして、役務だけではございせん。単なる役務の場合だけでもございすけれども、それ以外のいま申し上げました工作物の建設補修工事というものでございすわけでございます。

○佐田一郎君 そうしますと、大工工事業業者というのは資材の購入あるいは若干の関連をいたしてあります付帯工事も請け負って差しつかえないと、こういうふうに解釈したほうがよろしいんですか。

○政府委員(高橋弘篤君) お説のとおりに解しております。

○佐田一郎君 やはりこの付帯工事にも関連がございまして、水道施設工事あるいは消防施設工事は、土木及び建設の一式工事と非常に似通つておる。非常に境界がむずかしいですが、この境界はどういうふうにつけるか、この点ひとつお尋ねをいたします。

○政府委員(高橋弘篤君) お尋ねの水道施設工事につきましては、上水道、工業用水道のための取水、浄水、排水等の設備とか、または公共下水道、それから都市下水道、そういう下水処理設備を設置する工事をいうのでございまして、仰せのとおり土木一式工事と重複する場合がありますと考へておるのでございまして。

○佐田一郎君 次に法の第七条の一号のイ及びロの「許可を受けようとする建設業に關し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とありますが、具体的にはどういふ「管理責任者」としての経験」とはどういふことをさすのか、具体的にひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋弘篤君) 第七条第一号の「経営業務の管理責任者としての経験」と申しますのは、対外的に責任を有する地位にありまして、建設業の経営業務について総合的に経験を積んだことをいうのでございまして。たとえて申しますと法人の役員とか個人企業の場合の事業主、支配人といふものがこれに当たりますけれども、なお支店長とかそれから営業所長、そういう地位にあって、経営業務を執行した経験がある者につきましても、これに該当すると解している次第でございす。

○佐田一郎君 そこでまた「同等以上の能力を有する者」とはどういふことか。これは具体的に御説明を願ひたいと思ひます。

明をお願いしたいんですが、建設大臣の認定というところになっておりますが、この点何か特別政令で定めるといふことがございすか。

○政府委員(高橋弘篤君) 第七条第一号の建設大臣が「同等以上の能力を有するものと認定した者」ということにつきましては、これはその基準を告示で公示したいといふふうに考へておる次第でございまして。その具体的にどういふものであるかというお尋ねでございますけれども、これはまああたとて申しますと、まず許可を受けようとする建設業と類似する建設業、たとえば左官工事業といふものとタイル、レンガ、ブロック工事業といふものが今度ございすんですが、そういうものにつきまして一定期間経営業務の管理責任者としての経験を有する者がまず考えられます。またこのほかに建設工事の施工の実態からいたしまして、建設工事の設計とかまたは施工の全般につきまして、工事の技術面を総合的に指導したり指揮したり、または監督をした経験といふもの、すなわちこれは工事現場主任者といふようなものがこれに当たると存じますけれども、そういう工事現場主任者等の経験を有する者につきましても、これは五年という経験を多少加重したとせば七年にするとか、そういう要件を満たすものとして取り扱ひ、そして建設大臣が認定する考へでございす。

○佐田一郎君 法律の第七条の二号のイ、ロ、ハの専任技術者についてお尋ねいたします。たとえば大工、左官、とび、土工、石工、タイル、レンガ、ブロック、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、及び建具といったような、いままでの職種別を、いわゆる専門職種で、その職種に対して同じような適用をするわけであります。これはいままで登録しておりますので、おそろく適当な専任技術者があろうと思ひますけれども、考へてみますと、これらの職種については若干条件を緩和するといふようなことはお考えにならないのですか、その点をひとつお尋ねいたします。

○政府委員(高橋弘篤君) お尋ねの第七条の第二号の実務経験者の要件でございすけれども、これは建設業者の施工能力の確保という観点からいたしまして、建築一式工事、土木一式工事といふものは、いまでもなく大工、左官等の各専門工事業につきましても必要といふふうに考へておるわけでございまして、これは現行法の第五条の登録要件も大体は同じでございまして。したがって、専門工事業につきましては特に要件を緩和するといふことは考へていない次第でございす。

○佐田一郎君 次に、第七条の四号の「請負契約(第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。)を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかでないこと。」「こういうむずかしい説明があるわけですが、これは具体的にどういふことですか。

○政府委員(高橋弘篤君) 第七条四号についての御尋ねでございますが、これは一般建設業の許可を申請いたしましたものにつきましては要件の中の一つでございまして、これにつきましては次のように取り扱ひてまいりたいといふふうに考へておりました。これは中央建設業審議会におきましても大体了承を得ている線でございます。まず許可を受けることが必要でございまして、最小限度の工事金額といふもの、これをまあかりに最小調達資金といふふうに申しますと、自己資本の額がこの必要の最小調達資金以上であることがまず必要でございまして、この要件が、または次に第二に、必要最小調達資金以上の自己資本がないといふ場合も企業によつては考えられますが、そういう場合には必要最小調達資金を調達する能力があると認められるという要件でよろうかと思ひます。この必要最小調達資金を調達する能力があるかどうかといふことにつきましては、これはすぐ倒産することが明白と認められる場合は別でございすけれども、それ以外は次に申し上げるいづれかに該当するかどうかといふことで判断をいたすことにいたしております。その一つは過去三

年間登録または許可を受けまして継続して営業をした実績を有するということ、それからまたは担保とすべき不動産等を有していること等によりまして必要最小の調達資金というのについて金融機関から融資を受けられる見込みがあるということ、そういうもののいままでの要件を備えておれば、第七号第四号の財産的基礎または金融的信用を有しないことが明らかでないというふうに考えておる次第でございます。

○佐田一郎君 局長、だいたい苦しいむずかしい御説明をしたようですが、なかなか、これは具体的に中建設にもいろいろ御検討いたしたい、政令でいざれ適当な方法を考えられると思うのでありますが、いま一つ間違いたしまして、特に一般建設業に対する、資本金その他財産的背景というものがやはり必要だということ、具体的にはどの程度を指しますか。これは政令でいろいろきまることと思えますけれども、この点ひとつ、もし決定がまだございませなければ、幅を持たしていただいてもけっこうでございますが、大体こんなことでいま考えているということがありましたら、ひとつお尋ねいたしたいのですが。

○政府委員(高橋弘篤君) お尋ねの件につきましては、第七号第四号にございまして、「請負契約を履行するに足る財産的基礎」ということになつておるわけで、これをカッコにございまして、この請負契約は「第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。」ということになつておるわけで、この政令事項は先ほどお尋ねの際にお答え申し上げましたとおりでございます。第六十三通常国会におきまして衆議院での附帯決議の線を尊重いたしまして定めることになつておりますので、したがっていまその金額を申し上げますと、建築一式工事に對しましては三百万円、それからその他の建設工事に對しましては百万円に満たない工事ということになるわけでございまして、したがって、大体そういうものの以上の「請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金融的信用」になると解しておる次第でございます。

る次第でございます。

○佐田一郎君 それでは次に移ります。特定建設業の許可基準として「第七条第一号及び第三号に該当する者であること。」「その営業所ごとに第七号第二号イ、ロ又はハに該当する者で」「技術者」「許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負ひ、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるもの」に關し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者」を置くこと、こういうことをいつておりますが、これをひとつ具体的に御尋ねをいたします。

○政府委員(高橋弘篤君) 第十五条特定建設業の許可基準の中にいまお尋ねの点について規定いたしておるわけでございまして。この点につきましては、特定建設業者というものはある程度以上の規模の工事というものを下請に出しまして施工する、そういう営業を営む者でございまして。したがって、その営業所ごとに置かれますところの技術者も、ある程度規模以上の工事につきまして二年以上その工事の設計または施工の全般につきまして総合的な指導とか指揮だとかまたは監督をした経験というものを有する者であることが適当であるというふうに考えられるのでございまして。これは一般の建設業の技術者よりも要件をそれだけ高くした、というふうに考えておる次第でございます。

○佐田一郎君 そうしますと、責任技術者はいままで登録制度の時代もそうでしたけれども、大学を出て三年あるいは高校を出て五年、一般で十年、こういう経験を持つて、それ以上さらに二カ年間の指導監督的な位置にあつた者が必要である、こういうふうに解していいのですか。

○政府委員(高橋弘篤君) ただいま御質問になりました。一般建設業におきましては、三年、五年、十年というような経験が必要なのでございましてけれども、いまの要件は加重でございましてけれども、そういう経験が二年以上その中に含まれておればいいというふうに解しております。必ずしもプラスでなくてもその中に含まれていはいはい、

というふうに解しておる次第でございます。

○佐田一郎君 法第十五条の三の「発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものを履行するに足る財産的基礎を有すること。」と、こうありますが、その金額は具体的にどのくらいのことになりますか。

○政府委員(高橋弘篤君) お尋ねの十五号三の「政令で定める金額」につきましては、二千万円というふうに考えてございまして。

○佐田一郎君 許可の欠格事項の中で第八号五号中「建設工事に従事する労働者の使用に關する法令の規定で政令で定めるものにより罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者」とあるが、具体的にはどういふ法律を適用するつもりであるか、その点ひとつお尋ねをいたします。

○政府委員(高橋弘篤君) 第八号五号の「労働者の使用に關する法令」につきましては、たとえば労働基準法、職業安定法というものを予定いたしておりまして、政令にはこれらの法令の規定の中で特に建設業の営業と密接な関連を有するもののでございまして、その違反が重大なものであるものについて定めるということについて、検討いたしておる次第でございます。

○佐田一郎君 そこで、二十六条の三項に「公共性のある工作物に關する重要な工事で、政令で定めるもの」とありますが、どういふ程度の工事をこれは政令で定められますか。

○政府委員(高橋弘篤君) 二十六条第三項の「公共性のある工作物に關する重要な工事で政令で定めるもの」ということについてのお尋ねでございますが、これにつきましては、現在も建設業法の規定にございまして、現在の施行令の第二十七條に規定されておるのでございまして、これを読み上げますと、国、公共団体が発注する工事、鉄道、道路、ダム、河川、上下水道等に關する工事、電気、ガス事業用の施設に關する工事、学校、図書館、工場、病院、百貨店、ホテル等に關する工事

などが請負金額の代金の額が三百万以上、ただし、電気工事及び管工につきましては八十万以上というふうになつておりますが、そういうふうなものとなつておる次第でございまして、大体從來どおりとおきたいというふうに考えておる次第でございます。

○佐田一郎君 第二十六條の第二項の「監督技術者」「施工の技術上の管理をつかさどるもの」と、建築工事の場合に、建築士法の「工事監理」を行なうものとは業務内容がどう違ひますか、これは両者の關係についてひとつお尋ねをいたします。

○政府委員(高橋弘篤君) 第二十六條の第二項に規定いたしますところの「建設工事の施工の技術上の管理」と申しますのは、建設業者の立場に立ちましてその請け負ひました建設工事について、工程管理であるとか品質管理だとか安全管理、そういう等の工事の施工の管理を行なつていく者をいうのでございまして。一方建築士法の第二條第五項にございまして「工事監理」というものは、これは立場が注文者としての立場から工事を設計書と照合いたしましてそれがそれどおりに実施されているかどうかというのを確認するものでございまして、その立場も業務内容も異なつておるというふうに解しておる次第でございます。

○佐田一郎君 法第四十一條の三項に、「特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の」「施行に關し他人に損害を加へた場合において、必要があると認めるときは、」「当該特定建設業者に對して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立替金をすることその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。」とありますが、この「他人」とはどういふ程度の人格を持つておるのか。たとえば下請の一次業者あるいはまたセメント、砂利、木材その他運搬等の關係の下請業者が倒産をしたような場合に、その下で使われておる労働者あるいは納入した業者等の責任までもこれは負うということになりますか。これは非常にむずかしいことですが、

いまだ一度申し上げようかな。他人に迷惑をかけたという点について、一次業者、二次下請業者あるいは材料の納入業者の人たちがつづれたために、その下に使われておる労働者もしくは資材納入業者があつた場合に、これは元請が責任を負う、立てかえ払いをするということも勧告をするということになりますか。その点ひとつお尋ねをいたします。

○政府委員(高橋弘篤君) 第四十一条の第三項についてのお尋ねでございますが、これは下請が第三者に損害を与えた、他人に損害を与えた場合に對しまして、建設大臣または知事から特定建設業者に立てかえ払いの勧告をするということでございますが、これも必要があると思われる場合におきましては勧告することができるといふことになっておりました。ただいまお尋ねの件、非常に具体的な問題でございます。いろいろな諸条件とあるいは特定建設業者の責任の度合いはどうであるかというものを考えないと、なかなか判定しにくい点でございますが、一般的にはそういうものも勧告できるといふふうに解しておる次第でございます。

○佐田一郎君 そこで、いろいろお尋ねいたしました中の一次下請あるいは二次下請、三次下請といふのがございまして、そこで一次下請か二次下請にわたるような場合には、一次下請が建設業者としての人格を持っているわけですね。つまり、一次、二次と重層下請がある場合もあるわけですね。そこで、一次下請の諸君が二次下請に対してそういう迷惑をかけたというような場合です。一次下請はすなわち建設業者としての人格を持っていてわけですから、これに対しては一次下請の諸君が責任を負うのであつて、元請は責任を負わなくてもいいんだと、こういう解釈になりますか。それとも二次、三次、四次があつても、結局はその元請が全部責任を負うのだと、こういうことになりませんか。ひとつこの点、ややこしい問題でありますか……。

○政府委員(高橋弘篤君) 先ほども申し上げまし

たとおりに、この勧告権につきましても、「必要がある」と認めるとき」といふことでございまして、やはり具体的に、いろいろな重層下請の場合に元請、この場合はまあ特定建設業者でございます。特定建設業者がどの程度その内容にタッチし、どの程度の責任があるかというところによつて具体的に違つてくるかと思つてございまして、一がいに言えないと思つて、必要がある場合におきましては勧告する、といふふうに解しておる次第でございます。

○佐田一郎君 次に、第十九条の三及び四の「注」文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない」といふふうにあります。これは非常にむずかしい問題でございますが、一体下請と元請とが合意できた契約に対して、何を基準として原価であるか、しからずかといふことを判定をいたしますか。この点について。

○政府委員(高橋弘篤君) まあ十九条の三の「不当に低い請負代金の禁止」の点についてのお尋ねでございますが、この原価と申しますのは、直接工事費ほか間接工事費に現場経費及び一般管理費が含まれておりまして、利益は含まれていないと解している次第でございますけれども、通常必要と認められる原価と申しますのは、注文した建設工事の具体的な内容からいたしまして、通常の取引におきます計算に従ひまして算出されるものでございまして、この計算におきます単価とか歩掛かり、諸経費率といふもの等につきましては、社会通念上標準的なものが用いられるといふふうに考へておりまして、そういうものを基準として算定するといふふうに考へておる次第でございます。

○佐田一郎君 それでは、この判定の資料はまだできておらぬと、これはいづれまた研究するといふことですか。それはそれでひとつ研究願ひたいと思つて、そこで先ほどのお話の中にもありましたけれども、まあ官公庁の工事の場合です

が、実際、入札によつて落札された価格について、はこつた文は考えられないんだと、こういうことを衆議院段階においても御説明があつたように承つておりますが、この点についてはどうですか。

○政府委員(高橋弘篤君) これは官公庁工事におきましてもちろん適用されるものでございまして、十九条の五には、そういう発注者に対する勧告も、大臣または都道府県知事が必要な勧告をすることができるようになっておりまして、官公庁工事だからといって勧告しないといふことはございせん。そういう事実がございましたならば、積極的にひとつ勧告を行なつてまいりたいといふふうに考へております。

○佐田一郎君 関連いたしました、大臣にひとつお尋ねをいたしますが、いままでやはり官公庁の工事では入札をいたした場合に、ダンピング入札をいたしておりました。また同時に、いまの会計法では二十九条の六にございまして、お尋ねの場合には安いはり落札させ、この法律があるわけですが、しかしただ書きで、特別の場合にはこれを許さぬといふことになっておりますが、大体まあ入札については下限がないわけですね。そこで前にも、御承知のとおり、官内庁の工事では例の五万円事件といふのがあつて契約しなかつた例がございまして、今後会計法の改正を全面的にただし書きのようなことに改正をして、やはり一定の落札価格の最低限といふものを設ける必要があるんではないか。そしてやはり公にこの制限額を設けていただくといふことになれば、安い価格で、原価を割るような価格で無理をして落札をして、そして下請に迷惑をかけるという事はないわけですから、こういう点大臣にひとつ御研究を願ひたいと思つて、いかがですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおりでございますが、実際は非常に大きな弊害が起つておるといふ現状ではございせん。業界の方々も採算割れで営業ができないようなことを常時やる

といふことは現実にありません。ただ特殊なものについて、ある種のそろしたいわば適当競争的な入札があることがありますが、これは行政指導でそういうことのないようにしておるものであります。が、会計法上、最低値段でない限り一定の幅で、いわば標準価格帯をきめるというふうなことは、いまはなかなかこれはむずかしいようです。研究はいたしますが、いま佐田さんから言われた問題については、引き続き検討はさせていただきます。いまそれと申すけれども、非常に業界が混乱するとか、あるいはまた弊害が続出しておるといふこともありませんので、大部分はこれは行政指導でできるんじゃないか、こう考へております。

○佐田一郎君 実際問題として、官公庁の仕事をした場合、業者としてはなかなかたたいまのような、最低原価を割るような価格で仕事を請け負つても、これに対して不満は申し上げられないといふような場合が非常に多いと思つた。したがつて、今度の法案全般から見ても、非常に下請に對する元請の違反だけが特に指摘されるような印象を受けるわけですが、この点大臣いかがですか。大部分、下請だけ保護するといふ印象が非常に強いわけですが。

○国務大臣(根本龍太郎君) 下請の保護は十分にやるつもりでございます。この法案で下請が従前に比べるならば格段の保護ができる、かようにわれわれは考へておる次第でございます。

○佐田一郎君 この法律は公布の日から大体三年間猶予期間があるわけですが、許可の条件に適應しないような業者も相当あると思つて、これに對する救済的な措置と申すまいですか、指導というものは、これは局長でけつてございまして、今後どうしてやりますか、ひとつ御答弁を願ひたいと思つて。

○政府委員(高橋弘篤君) 一般建設業の許可の要件は、まず一つは経営業務の管理責任者としての経験、それから実務経験者としての経験、それから誠実性、それから財務面の問題といふことがうたわれている次第でございますけれども、大体、

認省が御下命になった仕事に、いまだ具体的な目
 し上げますという、池下工業が最初にちやうど
 だいたした仕事三千四百八十万円、これは設計変
 更で六千九百六十万円、それから北部土建工業が六
 千六百八十八万円、これが最終的の設計変更で七
 千三百七十七万円、山内工業が七千五百五十万
 円、これが最終的には八千三百八十五万円、万屋建

という期待もあるわけです。これは県で始まるのだからちよつとは仕事ができるのだ、こういう期待を持っておる業者がたゞさんあるわけです。それをどうもいま申し上げたような事例から申しますという、残念ながら十年前に一億ばかりの仕事をやった業者が、現在では三千万円か四千万円以下の仕事以外には指名にならぬ、たまたまも

に発注者としての公団公社等があたたい気持ちで指導するように、私のほうからも配慮するように言います。

○佐田 一郎君 大臣の御誠意を私は非常に信じております。ただ一言大臣から、特別むずかしい仕事かどうかというお話がありましたけれども、これはもう見ていただければわかりますけれども、ほとんど取りつけ道路でございまして、技術的なものは何も要りません。特に草木ダムの一戦後の県営の、県で発注する工事はほとんど地元業者が、まあ県外業者もおりますけれども、地元業者が七千万、八千万の工事を、お手元の資料にありますとおりにやっております、同じ業者が、です。それから地元業者も十分それは信頼できると思

○佐田 一郎君 大臣の御誠意を私は非常に信じております。ただ一言大臣から、特別むずかしい仕事かどうかというお話がありましたけれども、これはもう見ていただければわかりますけれども、ほとんど取りつけ道路でございまして、技術的なものは何も要りません。特に草木ダムの一戦後の県営の、県で発注する工事はほとんど地元業者が、まあ県外業者もおりますけれども、地元業者が七千万、八千万の工事を、お手元の資料にありますとおりにやっております、同じ業者が、です。それから地元業者も十分それは信頼できると思

○国務大臣(根本龍太郎君) 私の方針は、すでにだいたい前にも各管下の公団長あるいは地建の局長、各県の土木部長に示達しております。これを徹底してやらせます。ただ、いまの問題は、これは実務のことですから私はどうかかわらないけれども、技術上やはり大手でなければできないものがある場合もあるんじゃないかと思ひます。しかしながら得るだけ、その地方の業者が十分にやり得ることであるし、そのほうがまたより実務的に処理できるというものは、今後十分

○国務大臣(根本龍太郎君) 一つは提案だと思ひます。これは十分検討しなす。ただ、経理関係あるいは事業会計が全部違うものでございまして、これはやらせるとすれば、府県に委託してやらせるといふようなことになるかもしれないし、そういうことがはたして会計法上いいかどうか、私もよくその点はしろうとだからわからぬので、十分に事務当局に検討させて、最も効率的で合理的で地元で歓迎される方法があるならば、そ

○国務大臣(根本龍太郎君) 一つは提案だと思ひます。これは十分検討しなす。ただ、経理関係あるいは事業会計が全部違うものでございまして、これはやらせるとすれば、府県に委託してやらせるといふようなことになるかもしれないし、そういうことがはたして会計法上いいかどうか、私もよくその点はしろうとだからわからぬので、十分に事務当局に検討させて、最も効率的で合理的で地元で歓迎される方法があるならば、そ

○委員(田中一君) この際、柴田君から発言を求められております。

○参考人(柴田達夫君) 先ほど、まだお尋ねが重ねてあるものと思ひまして、どういふ制度でやっておるかという部分だけお答えを申し上げました。公団としての考え方を申し上げてありますので、はなはだ意が足りませんので、私から発言を求めまして、佐田先生にお答えを申し上げたいと思ひます。

○参考人(柴田達夫君) 先ほど、まだお尋ねが重ねてあるものと思ひまして、どういふ制度でやっておるかという部分だけお答えを申し上げました。公団としての考え方を申し上げてありますので、はなはだ意が足りませんので、私から発言を求めまして、佐田先生にお答えを申し上げたいと思ひます。

○佐田 一郎君 いま非常に總裁から力強いお話を拝聴いたしましたので、安心いたしました。これは群馬県ばかりではなしに、全国の府県にわたって、公団関係についてよろしく頼みます。

○佐田 一郎君 いま非常に總裁から力強いお話を拝聴いたしましたので、安心いたしました。これは群馬県ばかりではなしに、全国の府県にわたって、公団関係についてよろしく頼みます。

○佐田 一郎君 いま非常に總裁から力強いお話を拝聴いたしましたので、安心いたしました。これは群馬県ばかりではなしに、全国の府県にわたって、公団関係についてよろしく頼みます。

○佐田 一郎君 いま非常に總裁から力強いお話を拝聴いたしましたので、安心いたしました。これは群馬県ばかりではなしに、全国の府県にわたって、公団関係についてよろしく頼みます。

○佐田 一郎君 いま非常に總裁から力強いお話を拝聴いたしましたので、安心いたしました。これは群馬県ばかりではなしに、全国の府県にわたって、公団関係についてよろしく頼みます。

○佐田 一郎君 いま非常に總裁から力強いお話を拝聴いたしましたので、安心いたしました。これは群馬県ばかりではなしに、全国の府県にわたって、公団関係についてよろしく頼みます。

主観的な要素を加えての指名という問題は別にしても、一応数字が出てまいりました段階において、ABCDEのランクづけを各業者に通知をしておるかどうかが、また、今後通知をするかどうか、この点をひとつお尋ねをしておきます。

○政府委員(大津留温君) 建設省におきましては、各業者にそのランクを通知をしております。

○佐田一郎君 次に、これは運輸省にも関係がございまして、特に大臣にお願いを最後にしたいのでありますが、いま一番大きな建設業者の悩みは、御承知のとおりこのいわゆるもぐり、一般ではもぐりトラック業者、白トラと申しておられますけれども、これを私は運輸委員会においても後日正式に質問をし、お願いをするつもりですけれども、いまの道路運送法の一部を改正をして、——ほとんど建設事業の資材の、これはまあ統計はとっておりませんけれども、非常に大きなウエイトを占めておる、輸送量を占めておる業者というものは、残念ながら自家用のまあ白トラと申す業者で、ここでもあつた例を申し上げませんけれども、非常に各地に鉄道との衝突、あるいはまた一般自動車との衝突等で被害を非常にこうむっておりますことは御承知のとおりです。そこで私もこれは、建設省はできることならば府県単位、あるいは地域単位にこれらの業者の統合をさせて、そして運送免許を取らせるか、また私は理想としては、やはり一人一人に自動車の運転管理の責任を持たせるために、タクシードライバーを認めておるように、トラックの個人営業というものを私は認めてやつて、そして独立の人格を持たしてやる、そしてその責任を持たせるということになるならば、私は事故が必ず絶滅とまでは申しませんが、相当減るのではなからうか、こういう考え方を持っておるわけですが、これは運輸省にも関係がございまして、特に建設業者に一番大きな関係があります白トラの問題でございます。しかし、そうかといつていま直ちに窮屈にいたしまして、あまり警察権力でこれを取り締まりますというこれは仕事に影響をいたしま

す。ほとんど警察庁でも、地方警察におきましても米のやみ以上に黙認をしておるといふのが現実の姿です。そこで大臣、これは直訴いたしますが、ぜひひとつ自動車行政について運輸省とも話し合つて、何らかの指導体系を整えていただきたい、こういうことを最後にお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。大臣の御見解をひとつお述べ願ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) これも理由のある提言でございます。これは現実即して考えていきたいと思いますので、建設省の事務当局から運輸省に申し出させるとともに、運輸大臣にも私から申し上げておきます。検討させていただきます。

○委員(田中一君) ちょっと私から大臣に伺つておきますが、いま佐田委員の質問のうちでランク制に対する実態に即した検討をしようといふことを計画局長答弁しておりましたが、計画局長の主管でありますか、ランク制を定めるのは、もしそうでなければ、大臣から意思表示をはっきりしていただきたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは本年中に成案を得てやるように指導したいと、こう思つております。

○委員(田中一君) 午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(田中一君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、建設業法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○宮内文造君 建設業法の法改正の法案審議にありまして若干質問を述べたいと思つておりますが、前回の当委員会でも参考人の意見を徴しました。まあ大手業者、あるいは中小業者の団体の方、あるいは各社の御意見まちまちでございます。まあ大體業界としてはこの改正案につ

いては前向きに検討をしていくようなニュアンスでありました。ですが、また一部零細業者、特に一人親方といわれる部分におきましてはやはり相当の抵抗といひますか、反対意見が述べられておつたかのように私伺ひました。ただ私は業界の方のいろいろな意見を述べられるにあつてもそれぞれの立場でやつぱり御意見が非常に幅広く展開されているように感じました。まあ大體が業界が自然に発展をしてきて、そしてまあいろいろな弊害が出てきて、それに法律の網をかぶせようと、こういうわけでございますから、いろいろな意見が出てくるのは、私は当然だと思ひますが、ただ非常に印象に残りましたのは、建設業法そのものの改正よりももっと建設行政として、建設行政としてやるべきことがまだたくさんあるんじゃないか、こういうふうな印象を私非常に強く持つたわけでございます。

まあ、そういう趣旨から法案の中身について若干の質問を展開してまいりたい、こう思つてわけでございます。で、中央建設業審議会、それから今度の大臣の提案理由、そういうものを拝見いたしますとまあいろいろな建設業法の背景となるべきものを述べられております。特にまあその一つ一つについて御意見を伺つてみたいわけですが、まず業者が多い、こういう点についてでありますけれども、確かに言われるとおり業者が非常に多い。しかし、それだからといって直ちに今回のように業法の改正をしなきゃならぬとすぐに結びつかないのじゃないか。たとえば業者が多い結果としてダンピングがある。あるいはまたせつ々か受けたけれども工事を途中で投げ出してしまふ。またしばしば問題になつて発注者に迷惑をかける。こういうことになつて発注者に迷惑をかける。しかしそういういわば悪質といひますか不良業者といひますか、そういうふうなものは建設業法が悪いかからそういう業者がいるんではなくて、それらの業者に対してはその他の法律で、たとえば刑法の詐欺だとか業務上の過失致死傷として告発もで

きますし、また登録を取り消す、あるいは罰金刑を科す、こういうふうなこともできることになつていくわけですね。したがつて、不良業者が出るのは、業者の数が多から不良業者が出るのじゃなく、不良業者は初めから不良業者だ、こういうふうな考え方になつて、むしろそういうそれに対する対策を十分にとつてこなつた、野放しであつたといふところに私は問題があると思ひます。だからこゝでいきなり許可制にしてをうしてそれをしほり出すといふことの前に、もっと考えなければならぬ問題があるのじゃないか、こう思ふのですが、その点についてはいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) そういう考え方もあると思ひます。しかし現実には私は十三年前にこの許可制を考えたことがあるのです。それはいま言われたように刑法、いろいろの問題でその措置ができるということでありましたけれども、そういうことも現実には警察の告発がなければ、そうしてまた被害を受けた人間を犯罪として片一方で押さえただけで救済はできないわけなんです。特に最近の情勢から見ますれば、午前中にも申し上げましたように、現在の建設業が非常に量的にも拡大いたしました、国民総生産の二〇%を占めている、これは全産業の最も大きな私は業界のシェアであると思ひます。しかもそれが非常に高度のものからいわば小さな修繕まで同じ業界でこれをやつていくといふことにおくといふことは、一般国民の立場から見ても、これは是正すべきである。しかも先ほどお示しがありましたけれども、最近における中小企業の倒産の一番数の多いのがやはりこの建設業でございます。そして、これによつて受けるところの被害者は国家や地方自治体よりもむしろ個人的な財産上の損害を受けるものが非常に多い。それからもう一つは、一体なげんなにふえるかといふと、ほんのわずかの届け出のための一五千円納めればだれでもやれると、こういうことです。

そこで、私も地方の状況を見ておると、県会議

した建設労働者を安定的に確保する施策をとらな
きやならぬ、こう思います。そういうことになり
ますれば、私はある意味における、業界全体で社
団法人などをつくってそうしたものを養成し、お
互いにこれを励まし合い、かつ融通するというよ
うなことも必要だ。もとより、国において技
能労働者を確保するために教育機関あるいは労働
省の職業訓練所あるいは建設省の建設学校ある
いは大学というものを拡充して、これに対応する
ように努力したいと考えておる次第でございます。

○二宮文造君 またそのほかに、業法改正の背景
として資本の自由化の問題も言われており、業
界では大手の業者あるいは中小業者——まあこ
の間の参考人の御意見がそのまゝ業界を代表する
とは思いませんけれども、資本の自由化に対する
取組み方が業界内部でも非常にまちまちだ、こ
のように私は印象を受けました。これはまあ後日
に譲りまして、最後に、しばしば言われます建設
業界の体質改善の問題、これもやはり今度の改正の
大きなよって来た原因、大きな理由としてあげ
られておりますけれども、これは確かに体質改善
はしなきゃならない、私もそう思います。たとえ
ば中間搾取、こういうことがいかにどうか私わか
りませんが、ややそれが合法化されているような
労働下請ですか、そういうものの存在や、それか
らまた、そんなことはない、こう言われること
はもう間違いないと思ふんですけれども、どうも
あの入札過程を見ると、談合というものが暗黙の
うちに認められている。何か入札の機会が不均等
じゃないか、不公平じゃないか、こういうような
ことを思わせるような指名競争入札制度ですか、
こういうことについても、あるいはまた労働管理
についても、先ほどお話のあった労働者の宿舍の
問題にしても非常に非衛生な宿舍もあるよう
です。そういうふうなことをひっくるめていわけ
る体質改善ということが言われているわけであり
ますけれども、今度は下請についてある程度手を
加えられる、こういうことは業法の改正で承知し

ておりますが、いわゆるこういう体質改善、これ
はこの業法に關係なく進められなきゃならぬと、
こう思ふわけでありまして、御答弁をお伺いした
でございます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおりで
ございます。これは私が十三年前に建設大臣になつ
たときには、これは現在と比べればまことに隔世
の感があるほど談合がひどかつたのです。そうし
てその談合ができない、実力行使と稱して飯場
を襲ったり、いろいろな事件がありました。もう
最近ではそれがなくなつた。そのときに私は特に
嚴重な——若干抵抗はありましたが——ラン
クをつくつて、そうして大手が下のほうの何で
もやるといふことはやめたほうがいい、それで大
体どれくらいの仕事はもうA級には発注するな、
受注させないというふうなランクづけをやつたわ
けですが、その間においていわゆる談合らしいも
のをやめた、全然ないとは言えない、あるいはあつ
たかもしれないけれども、少なくともある意
味において大手、中手、それから零細と、ある程
度まで安定受注ができたことは事実であります。
これがもう完全な自由入札といふことになりまし
と、これは全部零細がやられちゃいます、大手に
全部食われちゃいます。だから、その点はなか
なかこれはむずかしいことであつて、あまりにも
理論的に割り切つて公平の原理をやると、実はそ
のためには中小、零細がもう全面的に食われちゃ
うというふうなこともありまして、その点を勘案し
て今度はかなり現実的に即してやつたつもりで
ございまして。しかし、これは業法だけでやること
はできません。御指摘のとおりこれは常に行政官
庁が指導監督あるいは育成していくといふことを
積み重ねていかなくちゃならないと思ひます。こ
の産業は他の産業と違ひまして受注産業です。か
ら、仕事をもらわなければどうにもならないので
す。そのためにはどうしても受注者のほうに力が
つくことになる、民間でもそのとおりなんです。
ところが民間は特に官庁より以上に経済的なメ
リットをとるといふいきまから、そうするとど

うしても一番安全な大手ということになりやすい
のです。それじゃそれを大手に仕事をさしちやい
かぬといふことを民間企業について押えるわけに
はいかない。そうすればどうなるかといふと、中
小企業も安心して仕事ができるんだという体質を
改善して、技術能力と経営能力を持たせるといふ
ことになりまして、今度できるだけ民間も中小
企業を育成せよといふ指導はできるわけござい
まして、そういう意味においてこの業法はいろいろ
と御批判はありますが、私は一つの日
本の建設業界の安定的発展に寄与すると、こう考
えている次第でございます。

まだおそろく改められてないと思ふのです、最近
私そういう入札経過の資料いたしておりません
が、まあそういうことがありますので、やっぱり
これはそういういまの業界のいわゆる過当競争あ
るいは出血受注、仕事がほしいから業者が無理を
する、そしてそれが粗悪工事につながるというこ
とは、遺憾ながら、そういうことをさせないよう
にといふことでのいまの制度が残っているとすれ
ば、このいまのやり方、指名競争入札制度とい
うものが私はもう問題になつてくるのじゃないか。
まあ共同請負方式といふものが最近また加味され
てきて、やややういふ過当競争といふものをなく
なそうといふような配慮もあることも承知してお
ります。もうそろそろ公共工事なんかでこうい
う法令に準拠して画一的な指名競争入札制度とい
うものは手を加える時期がきたのではないかと
思ふのですが、官房長どうでしょう。私の説
明が足りなかつたら、理解したことで話してくだ
さい。

○政府委員(大津留通君) 入札をいたしました場
合に十名なら十名、十社の指名業者が札を入れた
す。それが予定価格を十人とも上回つておれば、
また次に二回目、三回目との予定価格を下回る
まで何回もやります。先生の言つておられるの
の一回、二回、三回とやっていると下でそれ
をとつたと、こういうことを言つておられる
と思ふのです。実際やってみますと、そうい
うような現象が見られます。たいていの場合そう
いふことでございまして、おそろくその本命と見
られる業者が、どうしてもその工事は場所からい
いあるいは工事の性格からいってこの際せひとり
たいといふので、他の社に比べて非常に熱意があ
り研究もし、したがって、積算も勉強して低い札
をすつと入れていくといふことだらうと私は思ひ
ます。その間にどういふ話し合いがあつたのかど
うか、われわれとしてはちやんと知る由もござい
ませんが、先生のおっしゃる最後の点はそういうたや

り方を何か改善する時期に來たのじゃないかというお話でございますが、從來ともいろいろこの入札のやり方につきましてはいろいろな改善意見が出ております。またいろいろなことも試みられましてけれども、結局やはり現在やっているような形が最も實際的じゃないかということで現状の形に落ちついておりますが、たとへばこの指名競争をやめて一般競争にしろという御主張もございまして。またそういうことを試みたところもございましてけれども、どうもうまくいかない。ということではやはり十社程度の指名をいたしまして競争させるといふのがいいのじゃないか。これがあまり少ないとまた弊害が出る、多過ぎてよくないが悪いということでは十社程度ということをやっているわけでございます。

○二宮文造君 非常にあり方の問題については常に問題になっておまして、政府としてもいろいろ苦慮されていることはわかります。ですからけれども、どう見ても公平に入札されている……、いわゆる競争ですからね。競争の原理が、あの入札経過の調書ですね、あれを見る限りにおいては、競争の原理が働いていないような気がする。そしてもしこれを野放しにしますと、おっしゃるとおりたいへんなことになる、これはもうわかります。これはもう業界としたら仕事が出来ないへんなんですから、無理してでもとる。それがまた全体の風潮に影響してくるということはわかりますけれども、ああいうやり方はもう何か改善しなければならぬのじゃないか、この私は思います。これは深く申しません。議論されている問題です、御検討願いたい。

次に、改正案の具体的な内容についてお伺いしたいわけですが、今回画期的な方法として登録制から許可制に切りかえる、これはさきも大臣が非常に気にしながらおっしゃった、営業の自由というものを侵さない程度にという配慮を非常に使っているように思いますが、外国の例で許可制をしているのはどこですか。

○政府委員(高橋弘篤君) 欧米におきまるところ

の建設業で許可制をどの程度、どの国で採用しているかというところは、必ずしも十分な調査資料があるわけではございませんけれども、私も調べまして聞いているところによりますと、アメリカにおきましては約半分の州が建設業の許可制度を採用しているということ、西ドイツでも建設業の大部分を占めますところの建設手工業というのがございまして、これにつきましては免許制度を採用しているというふうに聞いている次第でございます。

○二宮文造君 アメリカあるいは西ドイツの若干の例、これをいま引用されたわけですが、アメリカといへば、それは形だけだと言われる場合もありますけれども、まあ大体民主主義的ないわゆる公平の原則とか人権を非常に高く買っている……まあ逆の例もありますけれども、そういう国だと言われておりますが、アメリカで約半分の州が許可制を施している。これには深い配慮を持って、単純に許可制ということに移行したんじゃないで、そこには非常に深い配慮もあつたように私聞いているんですが、アメリカの許可制度といふのは、どういう手続で実施されているか、この点を伺いたい。

○政府委員(高橋弘篤君) 私どもの手元には、資料によりまして御説明申し上げますと、アメリカの許可制度は、州内の業者の利益のために、他州から進出してきますところの業者をできるだけ抑制するという意向を持っていると聞いているわけでございます。したがって、専門業者とか州内の業者の保護育成というものをねらいとしていっているというふうに聞いているわけでございます。この手続につきましては、州によつてアメリカは必ずしも一様でなく、いろいろ州によつて違ふようでございますが、よくアメリカの典型的な建設業の許可制度の例としてカリフォルニア州の許可制度のことが言われますので、これについて簡単にその仕組みを申し上げたいと思ひます。

このカリフォルニア州の許可制度は、建設業におきまるところのたゞいま申し上げました専門性というものを確保して、不適格業者を排除するということによつて、広く国民の利益、公共の福祉を守るというためにカリフォルニア州では設けられて、この業種は、総合土木業、総合建築業それから管工事業や電気事業とかその他の大體三十三の専門業に区分されて行なわれていると、こういうふうに聞いているわけでございますが、その許可の手続につきましては、まず建設業を営もうとする者は、建設業許可委員会というものの許可を受けなければならぬことになっております。その手続は、まず許可申請者が、許可庁に、申請の業種につきまして一定の経験があるということとを証明しまして、そうしてさらに、許可庁の実施します筆記試験に合格することによりまして必要な知識があることを示さなければならぬことになっております。それから試験に合格した場合におきましては、申請者の名前が二十日間公に揭示されまして、この揭示期間が過ぎて、なお調査すると追加の試験を要するといふようなことが必要なければ、これは許可手数料を払つて許可が与えられるというふうに、私も資料によつて承知している次第でございます。

○二宮文造君 そこで、わが国の場合には、都道府県知事あるいは建設大臣、これで許可というものが行なわれるわけですが、いま局長から説明をしていただいたような許可すべき業者を公表して、公開をして世間の批判を仰ぐというよりなシステム、あるいは何といひますか委員会なんかを設けて、そしてライセンス委員会ですか、委員会を設けてそこで審議をするというふうな配慮は、今回の改正には含まれてないかと私は思ふんですが、この点は、許可をする仕組みは同じですけれども、そういう一般の認識を高めるとかあるいは不公平に許可が受けられないとかというふうな、いわば歯どめみたいなものが今度のわが国の場合の改正案には盛り込まれてないんじゃないかなと思ふんですが、この点はどうでしょう。

○政府委員(高橋弘篤君) お尋ねのとおり、アメリカのたゞいま御説明申し上げました手続、許可制度とは違つてはいるわけでございます。アメリカにおきましても、先ほど申し上げましたように、州によつてそれぞれ違つておまして、必ずしも委員会があるとか、公表をする、公開をするところばかりではないようでございますけれども、やはりこういう行政組織その他につきましても、やり方につきましては、過去のいろいろな経験からして、また歴史的な沿革からいろいろいう現在の組織がでか上がつてはいるものと考えられているわけでございます。今回の建設業法におきましては、いわゆるアメリカのカリフォルニア州におけるような申請者の名前の公示というものはございせん。また委員会というものも考えておらないことは仰せのとおりでございますけれども、この申請者の公開につきましては、現在いろいろ考えております制度といたしまして、実際にはその業者のいろいろな情報につきまして発注者同士が相互に通報制度を設ける、そういうことによりまして不良業者といふものをよくお互いに把握しておくといふようなこととか、また一般からの苦情の申し立てといふものがいろいろございまして、そういうことを十分に活用して許可制度の充実をはかりたいわけでございます。また、委員会の許可というものはございませんが、要件がいろいろございまして、度につきましては、要件がいろいろございまして、けれども、その要件につきましては、具体的に基準を設けて、その基準に従つて許可をいたしまして、当該の行政庁がその恣意によつたり何かによつてそれを左右するといふようなことのないように、十分その明確な基準を設けて許可をするというふうな指導してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○二宮文造君 どうもその許可移行がやはり業界の秩序というものの、あるいは業界の実情の中から数を減らすということに力点が置かれているような感じがしてならないわけですが、それはそれとして、世間にもそういうふうな心配を持っている方が非常に多い。この点はひとつ十分に御認識をいただきたい。

さて、許可制に移行して、その許可事務をやつていくのに現在の建設省のスタッフで間に合うかどうか、あるいは都道府県の現在のそういうスタッフで一気に許可制に切りかえていって、それは間に合いますか。要するにやっぱ、この間も私、参考人の方に御意見を伺ったんですが、現在営業なさっている方、それはそのまま横すべりに許可されていくんじゃないかな、そしてそのはずれののが零細ないしは一人親方、もうあきらめて許可の申請を出さないという人たちがはずれて、悪質業者というものはやっぱそのまま横すべりするんじゃないか、こういう心配を持つわけですが、スタッフの点についてはどうでしょう。

○政府委員(高橋弘篤君) お尋ねの建設業行政にかかわりますところの執行体制の問題でございます。現在本省におきましては建設業課でございます。課長以下約二十名でございます。各県におきましては、この建設業行政担当の職員は総計で約三百人ばかりでございます。大きい東京都あたりが二十数名ということで、小さい県に比べても多少少ないのでございます。今回の改正によりまして、登録制度を業種別の許可制度に切りかえまして、この関係で事務量が確かに増加することとは事実でございますけれども、先ほど申し上げましたように、許可の基準につきましては、具体的いろいろな事務処理基準というものを示しまして、そうして許可手続の合理化、迅速化というものをはかっていますので、非常にたくさん、この今回の改正によって増加するとは考えておられない次第でございます。もちろん十分に執行体制が、これだけの人員が余りあるということじゃございませんが、なお今後十分その実情を、実態を調査いたしまして、都道府県につきましましては自治省の地方財政計画の中に織り込んでもらい、その執行体制の強化をはかってもらい、その他についても十分配慮するように心がけたい、というふうに考えておる次第でございます。

○二宮文造君 わかりました。
それで衆議院の附帯決議の適用の除外のあれで

すね、「許可の適用が除外される政令」、これはもうあるいは「建築一式工事にあつては三百万円に満たない工事」云々、こう述べられておりますが、この衆議院の附帯決議は、政令の中で明確にこのまま適用されると、議論はいろいろありましたが、この附帯決議はそのまま政令の中に生かされると、こう理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(高橋弘篤君) ただいまの御質問につきまして、仰せのとおりに衆議院の附帯決議を尊重しましてきめたい、というふうに考えております。
○二宮文造君 それで問題は、やっぱ一人親方の問題なんです。先日の意見の中にも業種を、専門職種をずっと小さく分けますね。そうしますと、どうしても兼業とか何とかいう問題が出てくると、やっぱ一人親方の場合はそれにはずれてしまふというふうな心配があるから私も反対だ、というふうな意見を述べている方がいらつしやう。私も最初に申し上げたように、また大臣もお話があったように、小さいものから大きなもの、これをひとつのめにしてこの業法の中にくくってしまおうというところに無理があるんじゃないか。したがって、この許可制の網からはずれるもの、そういうものを予定したものは業法からはずして、たとえば小工事業法とか何とかいうふうな立法というものを考えて、そしてそういう人たちに職業の機会を与える、安心して職業に従事できる、こういう道を私は開くべきじゃないか。あまりにも階層がかけ離れているものを、一本にしていくというところには問題があるんじゃないか、こう思うんですが、これは大きな問題でありますので、ひとつ大臣の御意見を伺つてみたいんですが。

○国務大臣(根本龍太郎君) これはいわゆる一括業にしようというところにそういう問題が出てくると思うのです。ただ職人として雇われているというところなり何でもありませんけれども、少なくとも

もいい請負を請け負うとか、あるいは工事を一括してやるというところに問題があるから、その意味においては、規模の大小を問はず、やはり建設業者として、一つの体系でこれは業法としてやるべきだ。ただし、それまでいくにはいろいろなあれがあるから経過措置も講じておるし、いろいろの条件つけて、そういう人の従来やつておった経験なり、あるいは善意の人がこの業法なるがゆえに不当な圧迫を受けることのないようにする、というところではないかと考えております。

○二宮文造君 そうすると、いまのところそういう小工事業の零細ないしは一人親方のための特別な立法ということはない……。
○国務大臣(根本龍太郎君) そういうことはいま考えておりません。
○二宮文造君 それで今度改正案の二十六条によりますと、現場ごとに主任技術者または管理技術者を置くことが義務づけられております。御承知のとおりです。もし主任技術者等を置かないと、改正案の四十七条の規定で「二万円以下の罰金」と、こういうふうな規定をされておりますが、建築一式を請け負うためには建築工事業の許可をとつても、技術者が一人しかいない、こういうときには現場は一方所しか持てない、こういう状態になって、事実上営業範囲が縮小されてしまふ、こういう心配が出てまいりますが、この緩和策というものは考へる必要はないんですか。

○政府委員(高橋弘篤君) お尋ねの第二十六条の主任技術者と管理技術者につきましては、これは現行法にもございまして、公共性のある工作物に重要な工事につきましては主任の技術者を置かなければならないということになっておるわけでございますが、それ以外の通常の工事につきましては、職務を執行することができる範囲内でございまして、二つ以上の現場を兼ねても差しつかえないということになっておるわけでございます。したがって、技術者が一人であれば現場は一方所だけということじゃございませ

お尋ねの専任の点は、公共性のある工作物に重要な工事だけが専任を置くということになっておる次第でございます。
○二宮文造君 それから次に、建設省が四十四年の一月に作成されたという中小企業近代化基本計画、これによりまして、資本の額または出資の総額の目標を三百万円以上、こういうふうな構想を持っていらつしやるのであります。したがって、その文だけを読んでみますと、じゃそれ以下の小規模工事を主として施工する業者は切り捨てるのかと、こういうふうな考え方が、この基本計画の文章だけ読んだときには、そういうふうな建設省の方向として読めるわけでありませうけれども、その点が一点。それから三百万円以上という数字を導き出したデータといふますか、これはいつのものなのか。調査の時点と現状とでは条件が変わつていっていると思ふんですが、この点について局長から答弁をいただきたい。

○政府委員(高橋弘篤君) お尋ねの土木工事の中小企業近代化計画は、昭和四十四年に策定されたものでございまして、仰せのとおりその資本の額または出資の総額の目標は三百万円以上ということになっておるわけで、その目標を企業の目標といたしまして、努力目標としてきめたものでございまして、これも近代化計画の中にもございまして、災害復旧工事とか局部改良工事等というふうなもので、その工事の性格上小規模なものを主として施工する企業につきましては、これはいろいろ工事の規模の変化がそれほど大きくない。したがって、そういうものはこの企業の規模の策定の前提条件になじまないから、そういうものは別としてという断わりがございまして、それ以外の点の企業につきましてはおおむね三百万という企業の努力目標をきまして、そういう努力目標をきめて、いろいろな金融上の、また税制上の恩典というものを付与したものでございまして、決してそれ以下の小規模工事を切り捨てようとか、そういうふうな先生おっしゃるようなことは決してございせん。そういうものもあわせて

今後とも育成をはかり、また保護していくというよりは、前々から議論ございますように、強力に進めていく必要があらうかと存じます。

次に第二点のお尋ねでございますけれども、この三百万という数字の基礎データは、これは當時、四十年次に策定いたしましたして、その時期の資料でございます。そのころの建設省の所管事業をいろいろ調査をいたしましたのでございまして、その調査によりまして、建設省所管事業の適正発注工事規模というのはどの程度かということを推定いたしましたのでございまして、つまり工事の発注規模とその工期だとか、単位工費当たりの労働力というものがどういう程度になるか。そうしてそれがどの程度であれば経済的であり、また効率的なものになろうかということをいろいろ推定いたしました、大体そういう適正発注工事規模というのは二千万円ということで推定されたのでございまして。したがってその適正規模の工事を適正に、無理なく施工できる企業の規模というのは今度はどのくらいかということをやはり実態調査の結果求めますと、いろいろ数字がございまして、その中で二千万に該当するものが、資本金二百万以上五百万未満の企業が大体適正施工能力を無理なく施工することができると、適正施工能力というものを有するということがわかりましたので、その対象の企業の平均の資本金でございます三百万というものを適正企業の最低の目標ということできめたのでございます。これにつきまして、現在の状況はどうかということでございますけれども、これは策定した当時のデータでございますが、確かにその後いろいろ物価指数その他変わっている次第でございますが、先ほど申し上げましたように、この適正発注工事規模に見合う適正施工能力を有する企業というものをとるときに、二百万から五百万の階層できめて、その大体のまん中の三百万というものをとったのでございまして、多少のアロアンスはございますので、ということとで、同時に、大体これは五力年計画でございまして、四十五年の目標でございますから、大体として

終了することになりますので、一応そういうことで、これをさらに規模を上げるとか改定するといふことは、現在考えてない次第でございます。

○二宮文造君 次に、請負契約關係についてお伺いをしたいわけですが、十九条の第六号、天災その他の不可抗力による工期の変更、または損害の負担及びその額の算定方法に關する定めを請負契約の中に明記しろと、こういう改正になりますか、これは一体商慣習は私はわかりません。商慣習もまだよく存じておりませんが、商慣習の場合、あるいはまた改正するにあたって、政府としては、この負担者は、一体だれが負担をするのか、あるいはその計算方法というのはい体どういふことを予想して、この契約書の中にはっきりと明記しろと、こういうふうに規定をされるのか、この点についてお伺いしたい。

○政府委員(高橋弘篤君) 第十九条は、建設工事の請負契約の内容につきまして、ここにいろいろ列挙いたしております事項を書面に必ず記載し、そうしてお互いに署名捺印をして相互に交付するということでございます。従来書いてございまして、いろいろなところに書いてあるわけでもございまして、お尋ねの天災その他の不可抗力による点につきましても、従来は損害の負担に關する定めということだったわけでございますけれども、これを工期の変更だとか損害の負担といふようなこともお互いにそれは協議して、それできめなさいということの規定いたしておるわけでございます。どういふふうにこれを負担して、計算方法はどうかということにつきましては、御承知の中央建設業審議会が勧告をいたしております建設工事の標準請負約款という中にこれは入っておるわけでございますが、原則といたしましては、これはそういう損害につきましては、これは発注者が負担するということになっております。もちろん請負業者が善良な管理者の注意義務を怠ったときには、これはもちろん別でございますけれども、それ以外の部分は、原則として発注者がこれを負担するということになっております。

ただしこの約款によりますと、その損害額は請負外金額の百分の——マルに相当する額に達してはいないときは、これは発注者がこれを負担しないというところでございまして、この百分のマルは、勸告ではマルになっておりますが、建設省の場合をたとえて申し上げますと百分の四ということになっていくわけでございます。この計算方法そのものについては、なおいろいろ問題が非常にあります。また御指摘のような不明確な点がございします。したがっていろいろな問題点を、審議会におきまして審議を行なうということになっておりますので、御質問の趣旨を十分ひとつ体しきまして、審議会におきまして慎重に検討して、そうして合理的なものにきめたい、というふうに考えておる次第であります。

○二宮文造君　やはり同僚の委員の皆さんのいままでの発言あるいは参考人の発言なんかを聞いてみても、請負契約の片務性というものを非常に強く是正をすべきじゃないかという意見が圧倒的ですね。どうしてもやっぱり仕事をとる側、仕事をさしてもらう側は発言力が弱い。したがってこういう肝心な項目については、標準約款みたいなものをやっぱり行政指導の一環としておつくりにな

なつて、そしてまたその上で個々の場合にはそれを、どれぐらゐの上限下限では譲り合つてもよろしいといふふうなある程度のきめのこまかいそういうものを指導されませんと、かえつて業界にこういう事件が起きたときに混亂が起るんじゃないか。特に価格の問題、価格の計算の問題なんか、これは非常に技術的なものを要すると思ひますが、特段の配慮をお願いしたいと思ひんです。同じようなことが七号にも言えるわけでございますが、趣旨がよく似ておりますので、七号の件については省略をいたします。

それからよく私が聞くのは官庁、お役所の発注された工事は、非常に積算価格というんですか、予定価格が低い。それでもう大体民間の建物とそれから役所の建物は、あそこにとこの建物があるということがわからなくても、大体建物を見れば

○政府委員（大澤國溫君） 御指摘のような御意見を業界からも伺っております。再々聞くわけでございますが、発注官庁といたしましては、やはり貴重な国費をもつて行ないます工事でございますから、やはり必要最小限度のものである必要がございますという要請がございます。しかし、安ければ安いだけいいというものでないことはもちろんでございますまして、やはり適正な価格であるべきだといふふうに考えます。したがいまして、積算のものになります労賃、それから資材費並びに歩掛かりというもののにつきましては、毎年毎年新しいデータを集めまして、これを適正なものを求めて検討会を開いて改定しておるような状況でございます。労務費につきましては、その年の九月、十月、十一月ごろの実態調査に基づきまして出た標準労賃というものをもとにして翌年度の発注単価

をきめるわけですが、その間に半年なり何カ月ものズレがありますから、その修正もいたして適正をはかつておきます。また、材料の価格につきましても、いろいろな権威のある統計資料をもとにいたしておきます。また、これの歩掛かりにつきましても同様でございます。そういうことで無理にならないような適正価格を絶えず求める努力をしておるわけでございますが、しかし、国のいろいろな機関が発注します、また府県市町村その他公団等の機関がございますが、その全部が全部適正な価格によつてゐるかどうかという点になりますと、やはり予算の關係その他で相当低いということも承知しながらやっておるというケースがないわけではないと思ひますので、そういう点につきましては、最も代表的な発注官庁である建設省としましては、府県なり市町村あるいは他の官庁に對しましては適正な積算ということをまあ勧奨指導してゐるような次第でございます。

○二宮文造君　まあ努力はされてゐることはわかるのですが、それでもなおかつ口を開けばこういうことが質問として出てくるということは、やはりまあ関係者の切実な問題ですから、こういう問題はいつも繰り返されるのだらうと思ひます。御検討願ひたい。

それから先ほども入札制度のことについて若干触れたのですが、まあ業者の格づけをする、ランクづけをする。これはある程度工事経験とか資本金とか、そういうものである程度の基準があつてやや明確に――それでもまあ相当異論を持つていらつしやる方もいらつしやるようですが、やや格づけはある程度の基準で行なわれている。ところが、一つの工事について指名に入る、いわゆる指名競争入札が、大体的な場合その制度で行なわれているようですが、その指名に入るのに何か統一的な基準というものはあるのでしょうか。これはもう業者にとつてみれば指名に入らなければ入札の機会はないわけですね。ところが、その指名にどうも統一的な基準また外部から見ても、発注者の側ではなくて、その受注者あるいは一般の人から見ても

指名に入るのに、指名をするのに統一的な基準がないのじゃないか、こういう感じがするわけですね。けれども、この点についてはどうですか。

○政府委員(大津留温君)　これは発注官庁によつていろいろ基準を設けておきますので、必ずしもやり方が統一してゐるとは言えないと思ひますが、建設省が直接みずから発注する場合におきましては、先ほどお話しするようにランクづけをして、そのランクに應じた工事につきましては、登録業者にできるだけ公平平等に機会を与えるという考えで選んでゐるわけでございますが、しかし一面、これはいわゆる悪平等になるのもこれは決して望ましいことではございません。むしろ、大臣からは、その工事のメリット、実績を十分考慮して、いい成績のものには何回も指名がいくように成績が悪いものには指名が当分いかないようにという指示をいただいでゐるほどでございますが、やはり工事の性質によりまして業者それぞれでふえてもございまして、また、その地域的な特性もございまして、必ずしもB業者ならB業者が必ず何回に一回回つてくるというものでございませぬけれども、できるだけ機会の均等、平等ということは念頭に置いて指名をしていく、こういうやり方でございます。

○二宮文造君　それはわかります。機会の均等、平等というものはことばとしてはわかるのです。ことばとしてはわかるのですけれども、その機会の均等、平等と判断するのは発注者の側でしよう。そこに発注者の側も受注者の側も、また第三者にも、見てなるほどの指名というものはどうあるべきだ、今回のこの工事についての指名、これはもう当然だ、こういうふうな何か明文の基準というものはつくれないものか。そこにやはり業界の体質改善とか何か言つてみて、ことばはわかりませんが、公平とか、それから機会の均等とか、ことばはわかるのですけれども、実際にそれを絵にかくときに筆の運びというものははっきりし、それがだれが見てもなるほどなというものがあつてもしかるべきじゃないか。また、いまは建設省の場

合のことをおっしゃいましたけれども発注官庁、なるほど建設省もありほかのところもあり、あるいは水資源公団もある。あるけれども、それらにおいて、そしてまあ仕事によつて多少の違いはありましよう。ですけれども、考え方として基本線は貫くものは各省によつてばらばらになることは生まない、あるいはまたそれが業界の体質改善につながると思うのですが、そういうものを考慮される必要があると思うのですが、どうでしょうか。

○政府委員(大津留温君)　私も御指摘のような点を最も配慮して、できるだけ公正に指名したいというところでございますが、御意見のようになかなか客観的にその指名の基準というものが、この書きものにしてしまふ書けるというものでないやうに思ひます。具体的には審査委員会としては、各発注主体ごとにその指名審査委員会というのを設けて、担当の部長だけでなく他の部長もみんな、あるいは関係部長も寄りまして、こういう工事についてはこういう観点からこれらのものを選びたいということでもみんな協議してやつてゐる。また大きな大規模な工事につきましてはそれが本省まで上がつてきて、本省の各局長が集まつてそれを検討しておる、できるだけ多くの人の判断によつて、それが片寄らないやうに、特別な因縁がまじらないやうにということに公平を期しておるわけでございます。

○二宮文造君　いやもうそういうシステムについては十分わかつてゐるわけですが、具体的にはさほどの佐田委員の質問のように、かつては管々辛苦として一つの実績を取つた、しかしその指名にも入れないというように私、聞いたんですがね。そうすると、その業者にとつてみれば、何でおれは指名に入れないんだと、自分でどう計算してもランクはここにゐるし、指名に入れないわけがないのにな、それでもなおかつ入らしてゐる部分が非常に多い。そうすると、やっ

ぱり強食弱肉といひますか、あるいはそこに不正な手段で指名に入らうというふうなことをかもし出すわけですね、一方では、ところが、まあむずかしいことはわかります、むずかしいことはわかりましようけれども、しかし、可能な方向に絶えず検討していただいて、そして、統一的な見解、基準というものを、だれもが納得できるやうな線に近づけていくという努力――内部で一生懸命やつてゐることはよくわかります。しかし、外から見ればわからない。これはやつぱり、こゝまで業界の体質改善とかあるいは何といひますか、業界を育成していくと、こういうやうな配慮のもとに業法が改正されるとすれば、やはり発注者の側もその姿勢にマッチして業界が積極的にそれに乗つてくるやうな受け入れ態勢努力というものは必要だらう、こう私は思ふんです。この点についてはもう同じやうな答弁が返つてきますから答弁は要りませぬけれども、こういうことを指摘しておきたい。ぜひこれは御検討願ひたい。

○国務大臣(根本龍太郎君)　客観的にやつてゐるはずですからね、おそろく業界では大体わかつてゐると思ひます。私のところにくるものもありませんけれども、それは非常に機械的なんです。Aクラスのどれぐらいの工事は何十社なら何十社、そうすると地建でもここにおられる公団でも、これは何回やりました、これは何回やつたか一年を通ずるといふと、ほとんどおなじやうな回数を示しております、私の見るところでは。だからそこは私はむしろ逆に、これはあまり機械的でおかしいじゃないか。あるものは事務管理という問題が指摘された、それが問題に出てくる、あるいはまた工事に、工期がおくれた、あるいはまた故障が起つた、こういうものをただ機械的にやるんじやないんじやないか。やはりこれは競争の原理を一般的には公平に、機会均等を与えるけれども、その中にむしろメリットシステムを考へたらどうか。ある場合にはBクラスからこれこれの実績があるからAクラスに上げると、二階級進級ぐらい考へてみるというぐらゐに実は私が

申しておるぐらいでございますが、ずっと零細のことではよくわかりませんけれども、少なくとも私の目に触れるぐらいの工事では、私から言わせればむしろあまりにも機械的じゃないかと思われるくらいですね。これはいつ、いままでも何回指名した、だから今度はこっちからだ、いろいろくふうしているようでありますが、こういうことが必要とありますれば、私は業界新聞等を通じてどのぐらいのランクは何回指名した、入札の指名のあれは公表していただろうと、私はそのほうがいいと思います。ただし、落札を機会均等にやるといふことは、これはまた逆に非常に不公平という事になりますから、競争の原理はやらせませんけれども、入札の公平にいったという一つの例証、立証するために一年間の何と申しますか指名した回数を、これ業界新聞に発表したらいいんじゃないか、そういうふうに指導いたさせようと思ひます。

○二宮文造君 大臣から非常に明快な、いつも大臣から明快な答弁がいただけるので非常に私うれしく思ふのですが、大臣の目にとまる工事というのはAクラスないし特Aクラスです。けさ佐田委員からの具体的なお話があったのは、やっぱりそれ以下です。ですから目の届かないところでは若干そういうようなこともあるかもしれない、これはあえてインタローションマークをつけておきます。いま大臣がおっしゃったような指名の回数、これは公表していただくと、こうなりますと非常に業界の側にとっては、まあアウトサイダー的といいますか、弱小な絶えずぶつぶつ言っている連中にはいい刺激になる、こう思ひますので、ぜひこれは御実行願ひたい。

それから次に中小企業、特にまあ東京なんかでは土地の高度利用ということで、やっぱり一つの工事自体がだんだん大型化してくる、そうするとそのために中小企業の出合いが少なくなってくる。これはこの間松本委員からも御指摘がありましたけれども、いわゆるジョイントベンチャー——中小企業の共同企業体、これはまあ目についた文書

においては、政府のほうでも非常にこれを期待されているように思ふけれども、まだ実効のほうはあがっていないような印象を、私はこの間松本委員の質問を伺って聞いたわけですから、こういうジョイントベンチャー、特に中小企業の共同企業体というものについては、どういうふうな指名の選定というものを考えになるのか、この点を伺っておきます。

○政府委員(大津留温君) 共同企業体も単独の企業も入札におきましては対等でございしますが、この共同企業体はそれとだけだの——資格認定をする場合に数社共同してやるわけでございますから、完成工事高とかあるいは経営規模、こういうものは数社を合算したものを等級を、ランクを評価する場合には使ひます。また営業年数というふうなものはこれは平均値をとっておるようでありまして、そういうことで、共同企業の場合が個々の企業の場合であるよりもそういう点では実際上有利に作用する面がございします。そこで建設局におきまして、ジョイントベンチャーを具体的に使用した件数が四十四年度におきましては三十七件、四十五年度の前半におきましては三十六件ございします。中小企業の育成策の一つの方法としてこのジョイント方式を奨励しておるわけでございますが、しかし、なかなかこれがいわれるほど実際に伸びないというのには、一つには共同企業体というものが、御承知のように数社寄りまして、それぞれの施工能力なり技術者なりというものを総合的に能力を発揮する点が、特色があるわけでございますが、ともすれば一つの工事を三つなら三つに分けてそれぞれの会社が三分の一ずつ工事を施工しているというふうなケースが実際にはあるものでございします。そうなりますと、これはもう共同企業体というもののメリットが何らそこに発揮されない。ただ工事を受注する機会をそういうことでつかむのだというところにすぎないわけでございます。そういう実例がまあ見られますので、ただ共同企業体だからといって優遇するわけにも

いけません。その実態がどうかというふうなこともございします。また十分業界にジョイントベンチャーというやり方が根をおろしているというところまでいかないのじゃないか、という点がございします。したがって、今後こういう点をまあお互いに改善をはかりながらその特色を生かしてまいるようにしたい、こういうふうに考えております。

○二宮文造君 そこで先ほどのいわゆる積算価格の問題ですけれども、会計検査院の方からいいますか。会計検査院の検査ですね、それから大蔵省の予算、執行、検査、こういうところで工事の出来高の不正とかあるいは不当というものはしばしば指摘をされております。しかし先ほどの私述べたし、そういう意見が非常に強いわけですから、発注者の積算の不当性、それからまたこれについても検査を行なつて、不当に安い積算の是正というのにつとめるのがこれ大蔵省であり、また会計検査院の仕事ではないかと思うのですが、そういう事例はありましたか。あったかなかったか、もし将来においてそういうことは検査の対象として考慮されるのかどうか、この点をお伺ひしたい。大蔵省の方からいいますか。

○説明員(松本孝一君) ただいま先生おっしゃられましたように、会計検査院の工事の指摘につきましては、施工不良とかそういう出来高に関するものが数多く見られるわけでございます。特に地方公共団体が施工しております公共事業については、そういう事例がきわめて多いという実情でございます。それから、会計検査院といたしましては、工事費の積算についても相当力を入れて検査しているところでございまして、工事費の積算に関する問題につきましても、検査報告に掲記されている事例がございしますが、これらの問題の処理にあたりまして、まあ積算漏れがあるとかあるいは計上額が少ないのじゃないかというふうなものにつきましても、その間の事情を十分考慮して処理いたしておるわけでございます。ただい

ま先生おっしゃいましたように、先ほどからおっしゃっておられますように、工事費の積算にあたりましては、その工事を施工するために最も適正な費用を計上しなければいけないということ、当然のことでございます。私どももいたしまして、御趣旨の点を十分体しまして今後検査してまいりたい、こういうふうに思つておる次第でございます。

○説明員(栗光義君) お答えいたします。工事の発注者の積算につきましては、工事のその工事を担当いたしましたおられる各省のいわば責任で指導監督をやっておられるわけでございますが、大蔵省といたしましては発注者の積算が適正であるかどうかというところが、予算の積算単価が適正かどうかということに非常に大きく影響されるということにかんがみまして、補助金の単価等につきまして必ずしも実態に合っていない、そういうものにつきましても予算、執行、監査等によりまして、その結果を予算編成に取り入れるということ、その改善をはかっておりまして、先生御指摘のような不当に安い単価というものがなくようにつとめておるところでございます。また公共事業関係の積算単価につきましては、労務単価それから主要な資材単価につきましては、毎年建設省その他の主務省とその基準額につきまして御協議をして決定しております。さらに実際の実行にあたりましては、その基準額に對しまして、実情に應じまして一定の幅で運用ができるようにいたしております。特にいつも問題になります労務単価につきましては、四十六年度から積算の方法を変えまして、建設省、農林省それから運輸省、三省で実施された公共事業の建設労働者の労務の実態調査をもとにしまして基準額をきめる、こういうことといたしておりますので、実際の実行にあたりましては十分実情に沿つた運営ができる、こういうふうに期待をいたしております。なお、先生御指摘のようなことがないようには、主務省でいろいろ御指導をいたしたくとも、大蔵省といたしましては、補助金その他の予算積算単価を

適正にするように予算、執行、監査等を通じまして改善をしまいた、こういうぐあいに考えております。

○二宮文造君 下請との関係についてでございますが、これはまあ各委員からその指摘がございましたので、二点だけ私、お伺いしたいのです。これは一昨年のこの業法改正の提案の中に書かれているわけですが、こういう御意見が前の局長さんの川島さんから出ているのです。こういう質問なんですね。下請でも一千万円の仕事をとって、それを二百万円の下請させることはあるんですよ。その場合は入らないのか、われわれはそういう小さい下請をずいぶんしているんだ、それを保護してくれないのか、という意見は出ましたがね。こういう質問に対して川島さんが「これはやっぱり発注者から直接請負う者だけを縛っておくわけです。これは理想をいえば……」こうなっておるのですが、理想をいえば全部支払うことにしたほうがいいのだけれども、いまの考えではこうだ、こう述べておられます。それに対して同じく質問者が「全部制限してくれ」というのでしよう。いま言った趣旨のことを言っております。そうすると川島さんが「下請が保護についてもそういう義務を負わせるといことも考えられますけれども、何といっても現在の弱い体質でありますから、そういう小さい業者に保護を対して重い責任を課す」といことは、この際少し酷じやないかというので……」と、それが一番ひっかかる可能性があるので、と、こういう皆さんの意見があるわけですね。と、こういう皆さんの意見が出てくるわけですが、いまの場合ですね、この下請の考え方、これはやっぱり川島さんの御意見のとおりでしようか。それともその後変わってはいらばお伺いしたい。

○政府委員(高橋弘篤君) いま先生のおっしゃいました点につきまして、下請保護の規定につきましては、これは発注者からとか、特定建設業とかいうことはございまして、注文者でございまして、これは下請にいたつてもすべて下請する場合に

は下請保護の規定が働くわけでございます。それから特定建設業の点につきましては、特定建設業がこの次のこの発注しました下請に対するいろいろな責任ということに規定されているわけでございます。

○二宮文造君 ちょっとその点なんです。前は長いですが、私どうしてこういふ議論が展開されたかという点には触れませんでしたけれども、当然御存じだと思つて、で、前段を私省略したのですが、いまの局長さんの答弁で、最後の特定業者の下請という問題、これはちょっと答弁が明確に私通じなかつたのですが……。じゃ、こういうような言い方なんです。川島さんがこの問題についてずっと述べておられる、また、特定建設業は下請に大きな仕事を出して仕事をやるわけですから、施工主に対しても下請業者に対しては、相当大きな責任をもつてもらわなさいか。そのためには一般建設業と違つて特別の財産的基礎を持つてもらわなさいか。これは「財産的基礎がないことが明らかでないこと」というような消極的な要件じゃなくて、はっきりと特定建設業については「財産的基礎を有すること」が明らかであること」といふふうにいまして、この点は一般建設業よりも加重な要件として厳重に審査をする、こういう仕組みになっているわけですね。これに対しては、地蔵さんのほうから「全建のある会社から、いまの五百万円、一千万円の下請条件では、それより低い下請を出す場合保護してくれないのか、という意見があったのですが、それはどうなんですか。と。川島さんの発言として「下請保護については、たとえば原価を切つて発注しちゃいかんとか、あるいは材料を押しつけちゃいかんとか、そういう一般的な保護規定ももちろん動くわけですが、特定建設業になれば特に重い義務を負う。たとえば下請が労務賃金を払わない場合には……」と、こうなっている。そこで地蔵さんは「そういう制限はいいんです。ただ、下請でも一千万円の仕事をとって」といふことでいまのこと

ばがずつとつながつてくるわけですが、この辺の私どもの理解はどうしたらいいか。

○委員長(田中一君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(田中一君) 速記を起こして。

○説明員(植垣五郎君) 非常に技術的な条文の解釈でございますので、私から御説明申し上げま

今回の下請保護の規定は二段階になっております。まず、一般的にすべての元請負人たる者は、これは一般建設業者であると特定建設業者を問はず、不当にその地位を利用いたしまして不当に低い請負代金を下請に押しつけてはならない、あるいはさらに下請負人から工事が完成した旨の通知を受けたときは二十日以内に検査しなければならぬ、こういった規定は一般建設業者、特定建設業者双方とも守らなければならない下請保護の義務でございます。さらに、特定建設業者は、その引渡しの申し出があつた場合には、その日から五十日以内に下請代金を支払わなければならない。また、それを支払わなかつた場合には一定の遅滞利息を払わなければならない、こういうことになっておるわけでございます。先生御指摘のこのやりとりは、おそろくこの五十日以内に支払わなければならないという、この規定が元請たる特定建設業者と、直接の下請負であるのみならず、第一次下請と第二次下請との間においても適用があるのか、ないのか、と、こういったことではなからうかと思つた次第でございます。この法律におきましては、この特定元請になつた場合における特定建設業者と、第一次下請との関係だけというところになっております。しかしながらこの点につきましましては、これは第二十四条の三におきまして、この元請負人、この場合は第一次下請人と孫請人にとりましては元請負人ということになるわけでございます。そういう第一次下請人たる元請負人は、出来高払い、または竣工払いを受けたときには、その日から一月以内に、かつできる限り

短い期間内に下請代金を支払わなければならない、こういうふうになつておるわけでございます。したがいまして、特定建設業者についてのみに働くこの規定が、特定建設業者と第一次下請との間に働きますと、あとは第二十四条の三の第一項の規定が働きますと、自動的に一月以内に孫請にはさらに支払わなければならないという規定が働くわけでございます。さらに、そのほかにもいま末端のほうにまいりまして、たとえばこういふ重層下請というケースはあまり考えたくないわけでありまして、ずつと下のほうの孫請がさらにまあ會孫請に工事の代金を支払わない、そういう事態が起きまして、その會孫請というふうなものが放置できないと認められるような状態になりました場合には、午前中にも御質問がございましたように、第四十一条の第三項によりまして、建設大臣または都道府県知事は、元請業者たる特定建設業者に立てかえ払いその他必要な措置を勧告することができる。そしてまたこれは衆議院の修正でございますけれども、その修正によりまして、その不払いの原因をいたしまして元請業者たる特定建設業者が契約どおりに下請代金を支払わなかつたというふうなことが原因となつておると、そういう事態が発生したことについて特定建設業者についても責められるべき責任があるというふうな場合には、監督処分を行なえることになつておるわけでございます。

○二宮文造君 どうもたくさん説明を聞いてわからなくなるんですが、要するにもつとすばつとわかるようにお話ししたいのですが、元請負人、下請負人、それから元請と、こういうふうなことはありますけれども、どうなんでしょう。元請負人、二次、三次になつてまいりますと、元請負人、下請負人というの順番にそういうランクごとに変つていくのでしょうか。それとも受注業者、特定業者というものが系列的にずつと最後までめんどろ見なきゃならない、まあ請負人にすれば、いわゆる特定業者ですね、大臣の許可を受けた特定業者がずつと末端まで見てもらえば一番安

心ですが、元請、下請、さらにここで元請、下請と、こういうような段階になってきますと、非常に最末端の請負人のところで事故が起きる心配があるわけです。現にそういうことがあって、賃金の不払いというところで結局労働者が泣かされていく。法的な手続はあるとしても、現実としてそういう事故が出ていくというのを、その辺を明快にするのが今度の業法の大きな一つの意義でもあったと、こう私は思いますが、いまの説明を聞いておられますとこの場合は、この場合はという説明を聞いていくうちに、何か条件によって違っているというふうな印象づけられたのですが、まあ不勉強で申しわけないのですが、この点明快にしろとわかりがするように御説明願いたい。

○説明員(橋垣五郎君) 元請がございまして下請がある。その下請がさらに下請をさせますと、これが元請となりまして、この各段階におきまして下請保護規定が働くようなシステムになっております。さらにまた先ほど申しましたように末端のほうの下請に対して下請代金の支払い不払いというふうな事態が起きて、そしてそれが放置できないというふうな状態の場合には、この一番最初の特定建設業者に対して立てかえ払いその他を、建設大臣または都道府県知事が勧告することができ、まあそういうふうなシステムになっているわけでございます。

○二宮文彦君 よくわかりました。明快にわかりました。そうしますと、やはり四十四年のこの段階からまたよほど肉がついたと、こう理解してよろしいわけですね。

じゃ、約束の時間がまいりましたので、まだ若干、労働者の問題をそれからまたこまかい問題でたいぶはしりながら言ったのですが、まだ多少残りました。そこでまた機会があれば委員長にお許しただきたいと思っております。当初問題にしてきましたのは、やっぱりこの業法の改正が一人親方とかあるいは小規模の業者、零細な業者に何かしわ寄せが出てくるのじゃないか。数を減らすというところがいきなりそれに結びつくのじゃない

かという心配があります。これはやはりお話を伺っても、この点がまだ払拭しきれません。そこでどうかそういう危惧を抱いている面に対して、今後の施策として十分に御考慮を願うということをお願い意見としましてきょうのところ質疑を終わりたいと思っております。

○高山恒雄君 午前中、午後の審議で詳しい御質問がありましたので、ダブらないような形で質問したいと思っておりますけれども、私も建設のほうはしろうとでありますので、ひとつ詳細にお聞きしたいと、こういうふうに考えるわけです。

この第一条の目的ですが、この「資質の向上」をはかりたいと、こういうふうに言っておられるのですが、資質の向上をはかるその目的の主眼点は、一人親方のいわゆる零細業者の資質を含むとされるのか、それとも中小企業もそうであるというお考えだろうと思っております。一体どちらにウエートを置いて資質の向上をはかりたいという見解をお持ちなのか、その点をひとつお聞かせ願いたいのですが。

【委員長退席、理事松本英一君着席】
○政府委員(高橋弘篤君) 御承知のように、今度の改正案におきましては登録制度、許可制度にいたしております。先ほどから御説明申し上げてきたとおり要件が従来の登録制度ではあまりにも軽微で画一的であるために、そのために施工能力とか信用、そういうところに問題がある業者まで入り込んでくる。したがって今回許可制度をとりまして、そうして施工能力、信用それから資力というものを確保しまして、そうして資質の向上をはかるということでございます。したがって、この目標は一人親方とか中小企業とか、大企業とかそういうものを特定の階層のものをのぞき込んで言っているわけじゃなくて、企業全般につきましてそういう問題のあるものにつきまして許可制度によりまして「資質の向上」をはかっていくというところでございます。

○高山恒雄君 それでは一応お聞きしたいのですが、この建築業にもいろいろあると思うので

すね。御承知のように宅地を中心とする殖産、大平工業とか、こういう建築業もあるわけです。なおまた特定業者もあるわけですね。いろいろ建築といってもあるわけですが、たとえば従来の建設の方法でいままでやっておった特定業者の方が、多くの下請を利用しながら系列化しながらあらゆる工事が今日できておると思うのです。そういう人たちの技術をいまさら確認しなければならぬという事案なのかどうか。すべてを含むとおっしゃいますが、そういうものを確認しなくちゃならないように、日本の建設業というものは不安定なものであったのかどうか、この点をひとつお聞かせたい。

○政府委員(高橋弘篤君) 再度のお尋ねでございますけれども、特定建設業者につきましては、すでに御承知のとおり一定の規模以上のものに下請を出す、したがって相当規模以上の大きな工事をやるものでございまして、そして下請の保護だとか期日前の支払いの義務だとかそういういろいろな要件を一般の建設業より義務を加重いたしました下請保護をはかっているというものでござい

ます。そのためには、やはりそういう大規模な事業をや、しかも下請を十分指導しながら支払い期日までに資金をちゃんと支払えるということになりますと、相当の資力が必要でございます。また技術上におきましてもそれをいろいろ、まあ下請が専門業種ごとにごさいますと、それを総合的に管理し指導をしていき、指導していくという、そういうやはり経験というものが必要になってくるわけでございます。そういう要件をしたがって今回新たに作りまして、そういう許可制度にありまして、指定建設業の許可を行なうというふうに考えた次第でございます。

○高山恒雄君 おともいも参考人の意見が出ました。今日は十七万もふえておる。したがってこういう点を聞きますとね、何だか認可制にして規制をしていきたいというふうなふうに聞こえるわけ

で、いままでの登録制ではだれでもやれるから今度は一つの資格をつけるためにそういう法律をつくって、むしろ規制をして業者をある程度少なくしていくと、こういうふうにもとれぬでもないわけですね。資質の向上ということですから、まさかそんなことをお考えになつておると思いませんけれども、法案を見てもそういう感じがするわけです。

そこで私がお聞きしたいのは、なるほど支払いの問題について遅延——支払いの問題は元請業者が完全に責任を負うのだとこう言っておられますけれども、それならば別の方法があるじゃないかという感じが私はするわけです。したがって、今度のこの法案をおつくりになるのについては相当分析されたと思っておりますが、私もしろうとですからお聞きしたいのですが、一体、日本の建設業も、先ほど私申しましたように住宅を中心とする建設業もあります。あるいはそれ以外のもの、ビルその他を中心とするものもございましょう。あるいは道路、橋、いろいろなところあると思うのです。そのあらゆる建設業を一括してここに規制をするというその考え自体については、相当の分析をされておると思うのです。したがって、たとえば例をお聞かせしたいのですが、殖産なら殖産はどのくらいの下請業者を使っておるのか、あるいはまた世界でも二位を占めておるという鹿島建設は、一つの工事ではないでしよから、多くの請負をやるでしよから、契約をとるでしよから、一体どのくらいの下請系列というものを保持しておるのか。その系列が完備しておるならば、大臣の認可を受けて特定建設業としてやっておられるか、相当の指導者を持っておられると思うのです。そういう過去の歴史から考えてみて、たまたまここにまた一つの認可制にするという考え方の基本は、やはり三万が十七万にふえておるという非常な不正建設業者が多い、それを防止する、あるいは場合によっては制限するんだ、こういう考え方に結びつくのではないかと、という懸念を私たちは持つわけ

です。その点をどういうふうな、一つの例でもい

いすから例があれば、どのくらいの系列を持っておるか、それを分析されて今度の法案にも取り組んでおられるのか、その姿勢を一つお聞きしたいのです。

○政府委員(高橋弘篤君) お尋ねの具体的な例でございませうけれども、たとえば殖産住宅はどの程度の下請を持っておるかということにつきましては、手元に資料もございませうし、なかなかむずかしい点でございませう。御承知のように、建設業界というのは受注産業でございませう。したがって、発注があつて初めて成り立つものでございませう。個別的に地域ごとに、また規模別に内容も非常にいろいろ多種多様でございませう。そういうような特別の受注産業であり個別産業でございませう。したがって、各種の工事にわたりますては、各種の専門工事というものを組み合わせてこれを総合的にいたすという意味で、総合生産の産業でもまたあるわけでございませう。したがって、そういう意味におきまして、下請が専門的にどうしても出てくるのは必然的なものでございませう。それがまたその下請の実態も種類、内容、規模、地域によって非常に違つてくるわけでございませう。したがって、あるいは先ほどから話が出ておりますが、かなり複雑な多岐にわたる重層下請というものもあるわけでございませう。一がいにとのくらしい下請があるかというところは非常にむずかしいわけでございませうが、大企業の特定制建設と目される中では、自分の系列の下請業者の会がありまして、その会が一つのところでは五百社とか三百社あるとかそういうようなものもございませう。相当多数にのぼつておるといふふうに私ども考へておるわけでございませう。そういうような下請の実態からいたしまして、特定制建設という制度を設けまして、この特定制建設の制度は、先ほど申し上げましたように、下請の保護につきまして特別に義務だけ課して何ら恩典とか特典というものはこれはないわけでございまして、義務が加重されるということになるわけでございませう。したがって、そういうような義務を加重いたしまして、

まして、そういうかなり複雑な下請制度を何とかして秩序づけていく、そうしてその下請につきましてもいろいろな指導の義務とか、また賃金不払いのときにおける立てかえ払いの義務とか、そういうものが法律によって生ずるわけでございませう。したがって、特定制建設もそんなに複雑な重層下請というものを使っているわけにいかず相当責任を持たなければいけないということになります。したがって、その下請の組織というものも相当整理とせざるを得なくなるのではないかと、そういうふうにお考へておるわけでございませう。またお話しの御質問の中で、今度の改正によつて建設業の数を制限するのではないかと申しておるわけでございませう。これは先ほどから申し上げておるに、登録制度を許可制度に改めまして、そういう要件を従来よりもいろいろつくりまして、施工能力だとか、また資力だとか、信用に問題のある業者というものをこれはなくしていく。そうして建設業全体の資力の向上をはかつていく。従来からのあります既存の業者につきましては、実態を十分配慮しながらそういう業界の資力の向上をはかつていくというものでございませう。私も数をきめておくとか、またこれを減らすというところは考へていない次第でございませう。

○高山恒雄君 ところが、あなたはそういう答弁をしておられますけれども、おとといの業界代表の方は二人ともそろつて、七万が七万にも達して非常に複雑化していわゆる欠陥が出ておるといふことをおっしゃつておるのです。だから、この十七万が十八万になつても認可をするということですか。極端に聞きますが、そういう腹です。

○政府委員(高橋弘篤君) 今回の許可制度につきましては、許可基準があるわけでございまして、これを、先ほどから御説明申し上げておりますように、相当具体的に事務の処理基準を設けて処理いたしていくつもりでございませうけれども、その要件に当てはまるものにつきましては、これは許可をいたしていくというふうにお考へておる次第でございませう。

○高山恒雄君 それでは、まあ確たる数字はないという説明でございませうけれども、大体一つの企業で五百軒ぐらいの下請を持つておるといふことですが、それは確たる調査ではないと思ひますけれども、そういうふうな下請に対して技術が未熟であるか、あるいは健全技術を持つておるか、資力の向上したもを持つておるかというふうな点については建設業界が、その元請が当然やるべきだと思ふのです。その元請がそれを、資格のあるものが調査すればいいのであつて、下請まで資格を必要としないのではないかと、一方には問題が、疑問が起つてくるわけです。その点はどうですか。

○政府委員(高橋弘篤君) わが国の建設業界におきましては、業者があるいは元請人になり下請人になる。大きい業者が元請になり下請になる場合もございませう。また小さい業者も一個の住宅をつくる場合には下請じやなしに直接元請というふうな形で発注をされ建設業を営むという場合もあるわけでございませう。したがって、この業の大小にかかわらず経営経験だとか、また技術的な実務経験だとか、信用、また財務面につきまして最小限度の基準というものは必要であるわけでございませう。そして、そういうものをこの法律で定めまして、その一定の最小限度の基準に合うものにつきましてはこれを許可いたしまして許可業者といたし、それを今度は元請になつて営業を行なう場合もございませう。また特定制建設がこれを下請としていろいろ使つておる場合もあるかと思ひます。その最小必要限度の資格要件というものをこの法律で定めたというふうにお考へておる次第でございませう。ぜひこの点は必要ではないかというふうにお考へておる次第でございませう。

○高山恒雄君 いまの御答弁に私はひつかかるわけではございませうけれども、先ほどお話しが出ましたように、日本のつまり住宅以外の建設業というものは元請があつて今度は下請に出す、下請から

孫請に出す、あるいは曾孫まで出す、こういうケースがあるわけですね。したがって、そういう住宅以外の建設業というのは、ほとんどの企業が専門化しておると思ふのです。専門化しておるのに技術の監督は特定企業がこれをやるべきだと思つておられますが、いまもやっていると聞きますが、それ以上に何の規制が必要なのかこれを聞きたい。やつておるのにもかかわらず、それでなきやれないはずですよ。その上に認可制度をしなければだれでもやることのできないというその締め方は何を目的としてそこで締めなくちゃならないのか、こういうふうにお考へるわけですよ、この点はどうですか。

○政府委員(高橋弘篤君) 御指摘のとおり業者の中には元請じやなしに下請専門業者というものが非常にたくさんあるでございませう。そういう業者につきまして、実態として元請業者が十分これを扱う場合に技術の内容をよく調べておして下請させる、これはもう当然のこととございませう。そういう実態であつて存じます。しかしながら先ほど申し上げましたとおり、そういう元請なり特定制建設業者が下請業者を使う場合におきましても、やはり最小必要限度業者としての資格要件というものをやはり持つておるということ、これをやはり許可という制度によりまして一般的に業を行なうということをはつきり明示してそれを扱うということが、これは元請業者あるいはまた特定制建設業者についても当然のことであらうかと思ひます。また建設業というものは一般に公共性、公共工事を行なうといった意味の公共性もございませう。また公共の福祉に非常に影響が深いのでございませう。したがって、そういう工事はこの法律によつて、登録制度の場合も同様でございませうけれども、そういう工事を請け負うというそういう営業を一般的にはこれは禁止いたしまして、それを登録または許可という制度でこの建設業法にかかわらしてはじめてこれを認めるといふことがこれにいたしておる次第でございまして、そういう意味におきまして法律が関与し、最小必要

限度の基準というものを設けて、そしてこれはそういうことで営業してもよろしい業種ですよ、ということを示している。そしてそれを特定建設業なり元請業者がこれを使って、しかももつとより綿密に、より高度の技術を持っていくかどうか、自分の下請する業種に合うものであるかどうかというのを十分審査するということになるかと思ふ次第でございます。

○高山恒雄君 おとといの参考人の話にもありましたように、過当競争が最も激しいという意見が出ておいたのですがね。ある程度の過当競争があつて、いわゆる住宅等においては私は発注者については少なくとも安く契約することができると思ふのです。これは四十四年の資料ですけれども、これも確たる調査は、日本の建設省では持っていないようです。したがって私は住宅金融公庫のあらかじめの資料をとつてみたのですが、四十四年度実績調査ですけれども、木造の建築をした場合です、甲地域が平米当たり三万五千十三円、それから乙地域で二万九千九百円、丙地域、いわゆる地方都市です、二万八千二百八十五円、これだけ違うわけです。私はこの間参考人にもお尋ねしたように、日本にはこういう建築の大体のあらかじめの基準というものは建設省は持たないわけですね。ところが資材問題については説明すると長くなりますが、建材等においては九州、北海道あるいは東北六県、北陸三県、こういう地域は非常に高いです、建材は。ただし労務費は安いのです。そして、一つのこれは方向から出ております資料ですけれども、これだけの平米あたりの格差が出ておる。そして一番心配になりますのは過当競争があるゆえに発注者はある程度いまままで何とかこれを防止できなかったのか。ところが認可制にして、ある程度条件がそろえば認可するけれども、そろわなければ認可をしないということですから、現在の十七万から減る場合もあるでしょう、あるいはふえる場合もあるでしょう。この点は操作ですからいろいろな問題がここに起こってくるのじゃないか。先ほど二宮委員も申し

ておられましたように、いまの一体各自治体において認可制度の調査をするだけの陣営ができておるのかどうかということですよ。これはどの議員もそろそろ考えになると思ふのです。それに認可制にして一つ一つの認可をしていくというふうな仕事ではないか。そういう点からいくと、過当競争がいまあるからこれだけの地域格差ぐらいでまだおさまっているけれども、もつとやり方によつては逆の効果が生まれる心配はないのかというのを申し上げたい。しからば政府が一つの地域においてモデルケースをつくるというなら別ですよ。九州地域においては建材がどのくらいに相場である、あるいはまた労務費はどのくらいだ、いろいろな問題がありましようけれども、これはできぬことではないと思ふのです。政府は何の基準もない、業界はほとんど登録制度である程度セーブして、過当競争を防止するためのだとおっしゃっておる。ところがそれは一つ間違へば、大きな都道府県の自治体において認可するのについて、ある程度しほつたとするならば地域は上がることはきまつております。修理でも同じことなんです。そういう点を私たちは非常に心配をするわけです。この問題については、あるいは政府はそうした一つの基準でも、せめて大臣の参考資料でもつくつてみられたことがあるか、あるいはこれからつくる用意があるのか、大事なことです。これは、また先ほど申しましたけれども、これは四十四年の住宅金融公庫の調査ですから確実なものではございません。実際にはいま九州では九万円から十万円、東京は十五万円から十六万円、これは普通ですよ。ただしヒノキの材料でも使うというならば二十万円もするでしょう。いろいろな材料は違うでしょうけれども、一応どういふ建材を使つてどういふふうにするか、どのくらいの基準のものが地方ではこれだ、都市ではこれだというものがあつてしかるべきじゃないかと思ふのですが、そういう点はどうお考えになつておるのか、お聞きしたいのです。

○政府委員(高橋弘篤君) いろいろ御質問ございましたので、私のほうの關係のことについてまず御説明を申し上げます。

先ほどから許可制度にしたために、これはいままで過当競争防止を目的にしたことは、これはもちろんそういう目的でございます。そのために、過当競争のために安くできたのが、今度は許可制度によつて数が少なくなるので、そしてそのために逆に今度は値段が高くなるのではないかと、これにうな話の御質問があつたと思ひますが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、私も数を減らすとか、一定の数を押えておこうというふうには考えているわけでは決しておきません。先ほどから何度も御説明申し上げましたように、建設業として必要な最小限度の基準といふものをきめて、そしてその資格要件に合致したものを建設業と考へていくわけでございます。また先ほど労務費だとか資材費につきまして、これを地域別にいろいろきめるという点についてでございます。これは労務費につきましては御承知のように昨年度までは五省協定でございまして、四十六年度からは、公共事業関係三省に、そして十分に実態調査をいたしまして、これを各県ごとに実態調査に即したところの労務設計を各県ごとにきめておき、またその運用幅を災害その他のいろいろな状況による運用幅も二〇〇といふものを考へて、そして実情に合うように各県ごとにきめておくようにいたしておるわけでございます。また資材につきましても、たとえば鋼材につきましても、神奈川県あたりにおきましては神奈川県方式と称しますが、地域別に小型事業に對するいろいろな販賣組織といふものをつくつて、そして地域ごとにそういう安定をはかつていく、そういうような試みもあるわけでございます。今後ともそういうことを十分検討いたしまして、先生のおっしゃるような趣旨を、ひとつ慎重にまた前向きな姿勢で検討してまいりたいといふふうに考へておる次第でございます。

○政府委員(多治見高雄君) 建築費の地区別の標準指数の問題でございますが、ただいまお話しございましたように、公庫住宅につきましてはお話のわけでございます。また公営住宅につきましても、同じように地区別に標準建築費をきめておるわけでございます。一般の民間の住宅建築費につきましては、政府としては特に地域別の標準建築費といふようなものは、ただいまきめておりません。それで、御承知のように建築費と申ししましても、非常に内容が複雑でございます。この標準指数をきめる場合に、まあ簡単に申し上げますと、資材費、労務費のウェイトのとり方等に非常に複雑な問題がございます。したがって、今後地域別のそういう公的な標準指数をつくるということは、なかなかむずかしい問題ではないかというふうに考へておりますが、現在日本で一番感あるといふふうに行われておりますのは、建設工業経営研究会といふのがございまして、これが全国の地区別の建築費の指数を毎月出しております。この指数が日本では一番權威があるものといふふうに専門家の間では考へられております。したがって、民間の建築につきましては、一応公共的な公営住宅、公庫住宅の建築費の地域別の準備、これが一応の目安としての標準ではないか。それから一応の目安としての標準としては、ただいま申し上げました建設工業経営研究会の標準建築費指数、これが一つのめどになるというふうに思ひます。

○高山恒雄君 住宅公団總裁にお聞きしたいんですが、住宅公団はそんなことないと思ひますけれども、これは次官のほうでも大臣でもいいですが、お答え願へば……。大体特定企業といふのは、一つの工事を請負すると二五〇のピンはねをやる、その下請が一五〇やる、孫請が一〇〇、その中から労務費が出るということなんです。住宅公団で下請をやらせる場合にそういうことはな

いだらうと思いますが、一体そういうシステムはどうなっているのか。住宅公団がお受けになった場合の下請との関連性はどうか。これを聞かせ願いたい。

○参考人(東貢三君) 住宅公団の場合は、総合業者が一括請負をしておりまして、その下請業者につきましても、総合業者がいろいろのものをどこそこそこという届け出を出すようにいたしておりました。それでそこにそれを公団の監督が認めましたらそれでいいということで、総合業者がその下請業者にやらしておるわけでございます。これはいろいろの建築工事とか土工事とか、工種別の下請が多いようでございます。

○高山恒雄君 いや、私が聞いておるのは、そういうことを聞いておるのじゃないんです。つまり公団がやろうとする場合に、下請をやらせるわけですね。公団としてやる場合に、必ず公団自体が直接ではなくて、やはりある程度下請に頼まれるわけですよ。その下請が孫請を頼むわけでしょう。そういう場合の一体下請というのは、他の特定企業あたりは相当の、先ほど私が申しましたように、世間でいう元請が二五％も取るとか、あるいはまたその下請が一五％取る、もう一つ孫請が一〇％、その次の下請、曾孫の下請で労働賃を安く使つておるというところから、日本の建設業という土建作業は非常に劣悪な労働条件の中で働いているというところは、世間一般知っていることですよ。これは、公団にはそういう請負の制度はないんでしょか。あるいはまたあるんですか、これを聞いておるんです。

○参考人(東貢三君) 公団の場合、詳しい最後の線までなかなか調べきれないでおりますけれども、まず公団は発注業者、総合請負業者がおりまして、それが下請にある程度出す、その程度までだ、というふうな思っております。

○高山恒雄君 それでどのくらい取っておるか、それはわかりませんか。

○参考人(東貢三君) その辺はなかなかつかみにくいところでございます。はっきりしたデータ

はなかなかつかんでおりません。

○高山恒雄君 大臣、これはうわさですけれども、私も確と調べたわけじゃありませんけれども、人はそう言っておるわけですよ。特に道路公団、いまの縦貫道路あたりはそうだと聞いておりますが、したがって、この点大臣も御承知だと思いますが、あまりにもひどいではないかという感じがするんですよ。もしこれが事実だとすればですね。けれども、いまの建設業から考えてみて、建設業に働く出稼労働者なり一般労働者の劣悪な労働条件というものは、どこかで改善しなければいかぬでしょう。これだけ人手が足らぬようになってくると。私は、この法律ができたからといって、さっきの賃金の支払いの問題が減ると思っております。減つたら化けものですよ。それはなぜかならば、労働者自身の自覚がなければこれは減ることはないんです。それを労働省が昭和四十二年ですか、雇用促進事業団として出稼に相談所というのを上野につくつたり、至るところにつくつております。それでやはり実績は減つていますよ。いままでの建設業のそうした未払い賃金の実績が減つておるんです。先ほど局長はそういうものも考慮しておると言われますけれども、それは大きな間違いであつて、むしろこれは労働省あたりがもっと充実して、ほんとうに市町村にその問題の心配をして、縁故雇用はしちやいかぬと、こういう行き方をするのなら、これは一ぺんに防止ができると思ふんですよ。それがこの認可制度をつくつたからといって、私は元請が責任を持つんだとおっしゃるけれども、この法律からいへば先ほどおっしゃつたように、完成した場合には二十日以内に検査しなくちゃいかぬ。五十日以内に手形の返済を支払わなければいかぬと、こういうふうな書いてありますけれども、約七十日ですわね。これは春日さんでしたか、参考人にも質問がございましたけれども、手形決済にしても二カ月以上超過した場合ははならないという一つ法律があるんですよ。だから、そういうものが認可制にしたからといって、私は減ると思つてお

りません。だから労働の問題からすれば、人手がこれから足らぬようになるし、そして技術を云々されるというならば、大企業と個人企業の、いわゆる一人親方の企業まで一緒に含めた認可制度なんというふうなものには非常に不当ではないか。これは二宮委員もおっしゃつたけれども、日本建築界の全体の問題を一つの法律で定めるといふことは非常に不当ではないか、もっと考え方を別にしてもいいじゃないかという考え方を私は持つんですが、これは前質問者みなそれをおっしゃつておられますが、私もその一人です。大臣、この点どうお考えになりますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) まず第一に、大企業が二〇％をピンはねするということですが、私は、過去にはあるいはそういうことはあつたかも知れぬが、現在はあり得ないと思ふ。そういうものを引き受けるような下請業者は、いまほとんどないと思ふ。できないです、そういうことは。私の聞いておるところでは、現在はせいぜい五％が取ればいいほうです。もしそうじゃなければ、ある企業のごときは一年に何千億という受注をしておつて、それが二五％も取つたらそれはたいへんなことですよ。それはかつては一時そういうことが一部あつたかも知れぬけれども、私はそれはあり得ないと思ふ。これは話というものはだんだん誇張されてくるのでして、みんなピンはねされた、ピンはねされたということがずいぶんあります。まあここに松本さん委員長席にすわつていますけれども、おそらくあなたも御承知のように、二五％ももつておるなんていう、こんな業界はどこにもないです、日本には。それは私は少し誇張に過ぎると思ふ。

それからその次に、一体、大企業と小さなものを一緒にするのはおかしいということですが、これは、商法は、あれはたいへんなかいか仕事をするものですが、みな同じですわね、これ。法律というものは、私は、特別立法というものは特別何かの方法で保護するということではあり得るけれども、私は、そういうことのために、何といひます

か——大抵、業法を考えるのは、その業界の利益のためにのみ、私はこういう立法はすべきじゃないと思ふ。基本的にやはり国民全体、端的に言へば、公共の利益のために裨益するということと一般国民に裨益するというのが第一前提条件であり、その次に、この事業に従事する人々が現在よりもよりよき営業を営み得る、しかも均斉のとれた保護政策がこの法によって保障されるということに私は問題があると思ふのです。そういう意味からいいますれば、私はむしろ、今度の業法は大きい特定業者に対して非常に重大なる責務を重加しています。従来、民法上契約すればどういふことをやつてもかまわなかつた。そうして結局は、最後の末端の孫請か曾孫請ぐらいが一切の責任を持つておつたのを、今度はさかのぼつて上まで責任を追及するのだということは、立法措置として私は前進だと思ふのです。

それからもう一つ、これは小さいのを押えるじゃないか、押えるじゃないかという、これは野党の方が一つのコンプレックスを感じているのですけれども、これは、たとえばこの小売店、あれも許可制度だけれども、一定の基準がありまして、周辺何メートルのところには競争者は置けないとか、酒なんかもやつてゐる。これはそうじゃないのです。どういふ資格、どういふ条件をよければ、あと全部が持てるということであつて、これは一般国民保護の立場に立っている。だから、これは端的に言へば、一億の人間がこの条件を具備したら、一億全部許可になりますよ。そういう意味で、数を制限するということの目的ではなくして、国民の生命財産に關する重大な建設事業に対して、それに耐え得るだけの素質と、それから向上し得る基礎を持たせると、こういうこととでございまして、われわれのほうでは、各県ごとに許可人数をこれくらいにしてそれ以上やつてはいけないというふうな、そういうことは毛頭考へていないのでございまして、これは実は私自身も十三年も前に建設大臣をしておつたときから、私のときもずいぶんいろいろといままで一人親方

も来ました。私、実は私の県のほうの会長は、民社のだれがやっておったか、県会議員かなんかで、私はもう十何年その顧問をしておりました。そこで、最初は非常に危惧を感じておったけれども、よく説明すると、なるほどというふうなことでありまして、この立法の趣旨、これの実態を、自分だけの想像で被害感を受けている向きもかなりありましたので、これはよく説明すれば、むしろあるんですよ、技術を持っていらっしゃるんですよ。ところが、このごろはそうじゃなくて、いままでもお百姓をしてもらった人が、今度はどうも作付転換で、これはなかなかないことだ、だめなんだと。それで土地を処分して、二、三百万金を持った。それじゃ土建でもやろうか、こういうのがほとんど、一人親方のほうが脅威を受けておるというところを、いぶん私は聞いておるのです。だから、ほんとうに建設業に対する経験のある者を排除するということとは毛頭考えていない。むしろそうじゃなくて、届け出さえすれば、若干の金さえ持つておればどんな者でもとれる。そうして、今度そういう人に限って、私のほうで実情をいろいろ聞いてみますと、いままでも経験のない人が今度届け出をして業者になったという、県会議員だとか市会議員に話をした、今度おれは資格を持ったから、ぜひ指名させい、そういうことでいぶん自治体に突っ込んでいく、経験のない人がやるから問題起こす、そういう実態がたくさんあるということも、これは高山さん御承知だと思ふんですよ。だから、そういうふうに、一つの立法をやる場合に、何といいますが、欠点と思ふことを言えども限りなく心配がありますが、やはりこれは立法府としてはもう絶対のものはないんですよ。これはもうあらゆるところから突いても完全無欠ということはないのであって、立場立場から見れば、それぞれに若干の危惧の念はあるかもしれない。総体としてこれが建設業界のために、一般国民のために裨益するかどうかということ

考えてみると、これは私は相当の前進になる、こう思ひまして、ぜひとも皆さん方の高い見識の上に、これを御通過させていただきたいと考えている次第でございます。

○高山恒雄君 大臣のおっしゃることはよくわかりますが、私もそう悲観論ばかり考えているわけではございません。先ほど局長が申しましたように、なるほどそれは十八万になる場合もございます。けれども、これは大臣御承知でしょう。したがって、五年の経験、管理責任者としての経験がなければいかぬということですが、かりに一つの例を申し上げます。父親が一人でいままでも専門業やっておった、おとうさんがなくなっちゃった、子供はそのときには高校在学中だった、これは一体五年の経験——どこかに勤めにかかぬのですよ、弟子に入るか……、いま徒弟制度はないんですよ。ところが、そこには第三者的な、自分のところに使ってやった経験者があるけれども、これはほんとうに技術だけであって、それだけの資格は無理だといふものもあると思ふんです。これは認可されないと、大臣、悪いことばっかり言わないで、大臣、悪いことあることを参考にしなければ、法律はつくるものではないのですよ。私はこういうふうに考えております。したがってこういう事例ですが、これが「専門学校を含む」(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。を卒業した後三年以上実務の経験を有する者、こうしてあります。いすれにしても二年ないし五年の経験がなければ認可にならないのです。昔なら徒弟制度があった。一体そんならその経験をどこで得るのかということですが、親代々のそういう請負を登録でやっておった者が、一体それはどこでやるのか。そうして五年間番公に行か、あるいは見習いに行くかなければその経験をすることはできない。だからこの制度に沿うならば何ばでも許可するといったってそういう人は何人もいないのです、私そうとらざるを得ないのです。だから現在そういう資格を持つて

やっておる人の認可というものは当然のことでありまして、これをまたやらないといったらこれは政治がないのと同じことですから、そういう困った状態の場合の認可制度というものがこの第七条の全般の基準——けさも質問ございましたが、私はここでもう時間がございませんで、申し上げません。全般のこの基準の中で、さらに政令で定められると思うのです。それはわれわれはわからないのです。だからそういう面を考えてみますと、いかに今後セーブはしないとおっしゃって、認可制度というものがむずかしいかという点を、私は指摘をせざるを得ないのです。そういう点をもっと政令がわかつておるならもう一べん、私はきょうは一時間の質問ですから申し上げませんが、次の機会にもう一べん御質問申し上げたいと思ひます。私はそういう点でこの問題について

はむろん第一条の目的に達する皆さん方の資質の向上、あるいは発注者に対する保護処置、これは大賛成です。けれどもそこにくためにほんとうに微に入り細に入った考え方があるべきではないか。第七条だけでは今後政令をどうおきめになるか、非常にむずかしいがある。そうして現在の人でも、あるいはこれを現在三年でも五年でもやっておられる方でも、あるいは資格に該当しない者があるかもしれない。そういう者がオミットされるわけでしょう。だからそういう面を、情勢が変わっておる今日の状態で徒弟制度もないという時代にかんがみて、一体これを認可制にするということについては相当のセーブがあるはずになるのではないかと、という懸念を持たざるを得ないので、目的はよくわかりました、わかりましたけれども、そういう懸念をもっとお聞きしたい。

最後に質問のございました労働関係の点についてでございますけれども、何と申しましたも、建設業が成り立っていくには、建設労働力というものをどうしても確保する必要がありますし、そのためにはこの労働関係のことについて十分な法制がなされなければこの建設労働者というものが確保できないわけでございます。したがってこの建設業法の改正案の中におきましては、労働関係法令との関係のことがいぶんいろいろ規定がございまして、たとえば第八条におきましてはこの欠格事項もございまして、この欠格事項の中で労働者の使用に関する法令の規定に違反して一年以上の懲役もしくは禁錮の刑に処せられた者、これは欠格条件になっていまして、また勧告処分二十八条の中におきまして、労働法令に違反しての違反について建設業者として不適当と認められる場合におきましては、これは行政処分ができるということになっておりますし、さらにはすでに御承知のとおり二十四条の六におきましては、特定建設業といふものは、こういう労働関係の法令に違反しないように十分下請を指導するという義務も課しておるわけでございますし、また下請に対する賃金の不払いにつきましては、知事または大臣が特定建設業へ立てかえ払いを勧告する、それに従わない場合にはこれは行政処分をするという規定も設けておるわけでございます。もちろん、この規定だけではそういう建設労働対策といふことはできないことは御指摘のとおりでございますので、関係の労働省その他十分連絡を密にしなから、さらにいろいろな対策を講じてまいれば、そういう面につきましての改善は相当なされるものと考えておる次第でございます。

しましう。そういうことをお考えになつておるのか。それだけ容弁願ひます。

○政府委員(高橋弘道君) 今回の建設業法の改正の中におきまして、いろいろ御質問の点につきましてはこちらもいろいろ考えておるつもりでございます。

最後に質問のございました労働関係の点についてでございますけれども、何と申しましたも、建設業が成り立っていくには、建設労働力というものをどうしても確保する必要がありますし、そのためにはこの労働関係のことについて十分な法制がなされなければこの建設労働者というものが確保できないわけでございます。したがってこの建設業法の改正案の中におきましては、労働関係法令との関係のことがいぶんいろいろ規定がございまして、たとえば第八条におきましてはこの欠格事項もございまして、この欠格事項の中で労働者の使用に関する法令の規定に違反して一年以上の懲役もしくは禁錮の刑に処せられた者、これは欠格条件になっていまして、また勧告処分二十八条の中におきまして、労働法令に違反しての違反について建設業者として不適当と認められる場合におきましては、これは行政処分ができるということになっておりますし、さらにはすでに御承知のとおり二十四条の六におきましては、特定建設業といふものは、こういう労働関係の法令に違反しないように十分下請を指導するという義務も課しておるわけでございますし、また下請に対する賃金の不払いにつきましては、知事または大臣が特定建設業へ立てかえ払いを勧告する、それに従わない場合にはこれは行政処分をするという規定も設けておるわけでございます。もちろん、この規定だけではそういう建設労働対策といふことはできないことは御指摘のとおりでございますので、関係の労働省その他十分連絡を密にしなから、さらにいろいろな対策を講じてまいれば、そういう面につきましての改善は相当なされるものと考えておる次第でございます。

○高山恒雄君　それでおこうと思いましたが、
も、なるほど違反した場合は基準法に基づいて、
あるいは公取法を適用してやるということになっ
ておるのですよ。ところが、申し上げたいのは、
そこにいく期間を一体どうするかということ、そ
こまで考えなければ法律じゃないんです。かりに
二十日間の検査期間を置く、五十日間の支払い期
間を置く、こういふふうになっていきます。し
たがってでき上がったならば七十日の間に払え
ばいいということになるわけです。ところがそれが
いろいろ問題が出て、労働者には遅払いが出てお
る。それは基準法に基づいて、それは公取の判定を
待つ、一体それが何カ月かかるかわかりません
よ。そういうことで実際の労働者の保護ができる
かということが申し上げたい。この点は労働者、
先ほど言ったように労働省も来てもらっておるの
ですけれども、私はそれではできないと思うので
す。三カ月も半年もかかる。そういうものに對す
るものと具体的なものがこの中に出てこなければ
ば、責任をもつてやらなければいかぬ。元請が直
ちに立てかえをするとかするならばお話がわか
る、基準法に基づいてやるということならいつの
ことやらわからぬです。むろん六カ月するのもし
や、それが二年かかるものもあるかもしれない
です。それではこれは私は労働者を保護する考慮と
は言えません、こういうことを申し上げたい。
その点は答弁だけいただいて、きょうはこれで終
わりたいと思います。

○政府委員(高橋弘篤君)　いろいろな御指摘の点
につきましては、まことにごもっともな点が多い
わけでございます。この建設業法の改正のみで、
私どもこれは効果があるというふうには決して考
えておりません。おっしゃるとおり建設業界全般
の体質の改善、資質の向上というものがなされ
て、そうしてその全般の体質改造がなされて初め
てそういう問題についても十分な対策が講ぜられ
ることと存する次第でございます。一そうそう
いう点につきまして、今後も関係各省と打ち合わ
して十分効果のある対策を考えてまいりたいと考

えておるわけでございます。

○理事(松本英一君)　本日の質疑はこの程度と
し、これにて散会いたします。

午後四時散会

昭和四十六年三月十一日印刷

昭和四十六年三月十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局